

中小企業退職金共済法施行令・  
中小企業退職金共済法施行規則等改正関係資料

**独立行政法人に係る改革を推進するための  
厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う  
中小企業退職金共済法施行令・  
中小企業退職金共済法施行規則等の改正について**

平成28年2月23日  
厚生労働省労働基準局

# 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等 に関する法律（中小企業退職金共済法の一部改正関係）の概要

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、勤労者退職金共済機構における資産運用のリスク管理体制を強化するとともに、制度のポータビリティの向上等を通じた事務・事業の見直しを行うもの。

## 1. 資産運用に係るリスク管理体制の強化

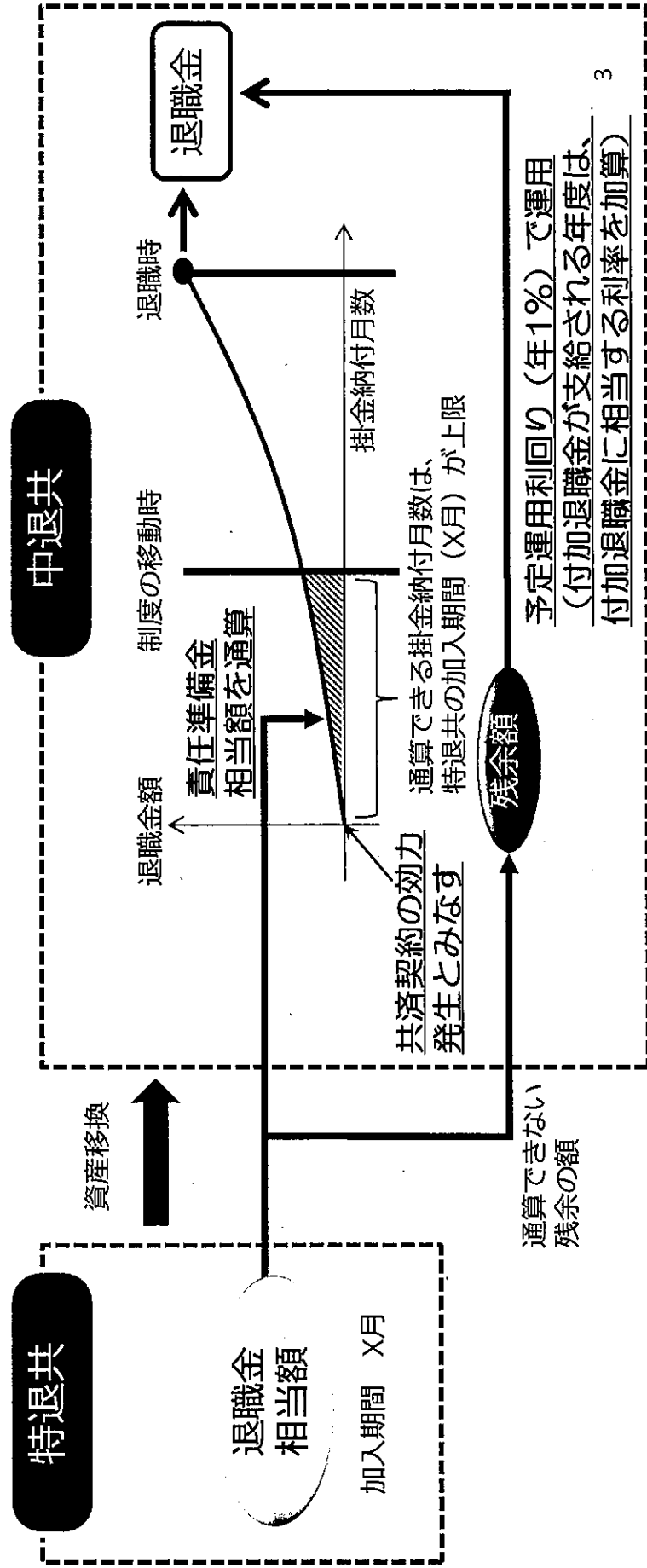
資産運用業務に対するリスク管理機能等を強化するため、勤労者退職金共済機構に、厚生労働大臣が任命する委員から構成される資産運用委員会を設置し、資産運用の重要事項に係る審議等を行う。

## 2. 制度のポータビリティの向上等を通じた事務・事業の見直し

- (1) 特定退職金共済事業からの資産移換**  
特定退職金共済事業を廃止する団体から、事業主単位で中小企業退職金共済制度（中退共制度）へ資産移換することを可能とする。
- (2) 確定拠出年金制度（DC）への資産移換**  
共済契約者（中退共制度に加入している事業主）が中小企業者でなくなった場合、事業主単位で中退共制度から確定拠出年金制度（DC）（企業型）へ資産移換することを可能とする。
- (3) 制度間通算における全額移換の実施**  
中退共制度と特定業種退職金共済制度間の資産移換を行う場合、退職金額の全額を移換できるようにする。
- (4) 企業間通算の申出期間の延長**  
被共済者（中退共制度に加入している従業員）が転職等により中退共制度間等を移動した場合の通算の申出期間を、現行の2年以内から3年以内へ延長する。
- (5) 建設業退職金共済制度の退職金支給方法の見直し**  
建設業退職金共済制度における退職金が支給されない掛金納付期間を、現行の24月末満から12月末満へ短縮する。
- (6) 未請求退職金発生防止対策の強化**  
勤労者退職金共済機構が住基ネットを活用して退職金未請求者の住所把握を行うことを可能とする。

# 1 特定退職金共済事業からの資産移換

- 特定退職金共済事業を廃止する団体から中退共制度へ資産移換した場合における掛金納付月数への通算は、中退共制度において財政負担が生じないように行う（中退共制度における責任準備金相当額に基づき通算）。【政令事項】
- この場合、制度の移動時から通算した月数分遡った月に退職金共済契約の効力が生じたものとみなして退職金額の計算を行う。【省令事項】
- 掛金納付月数に通算できない残余額は、中退共制度の予定運用利回りに相当する利率である年1%で運用する。【政令事項】

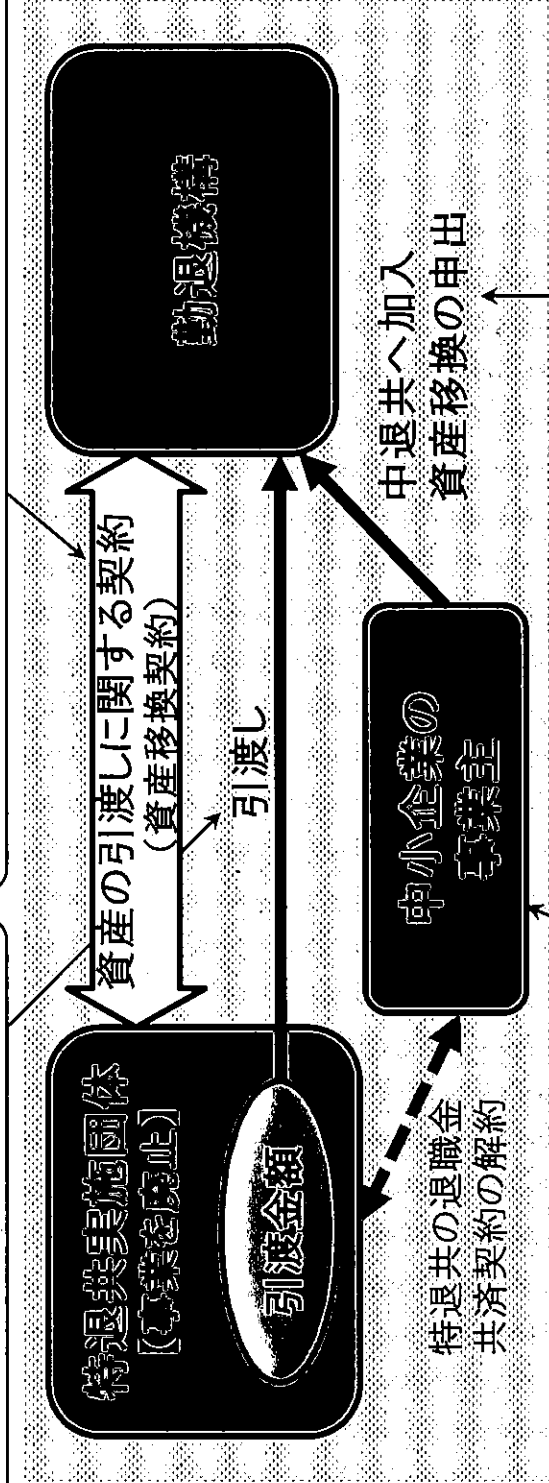


# 1 特定退職金共済事業からの資産移換

- 特定退職金共済事業（特退共事業）を廃止する団体（廃止団体）から中退共制度へ資産移換する際の手続きを規定する。【省令事項】

■ 機構が振込先の預金口座を指定した日から60日以内に行わなければならない。

■ 廃止団体が機構に資産を一括して引き渡すことを約する。  
 ■ 特退共事業が廃止されることを証する書類等を機構に提出。

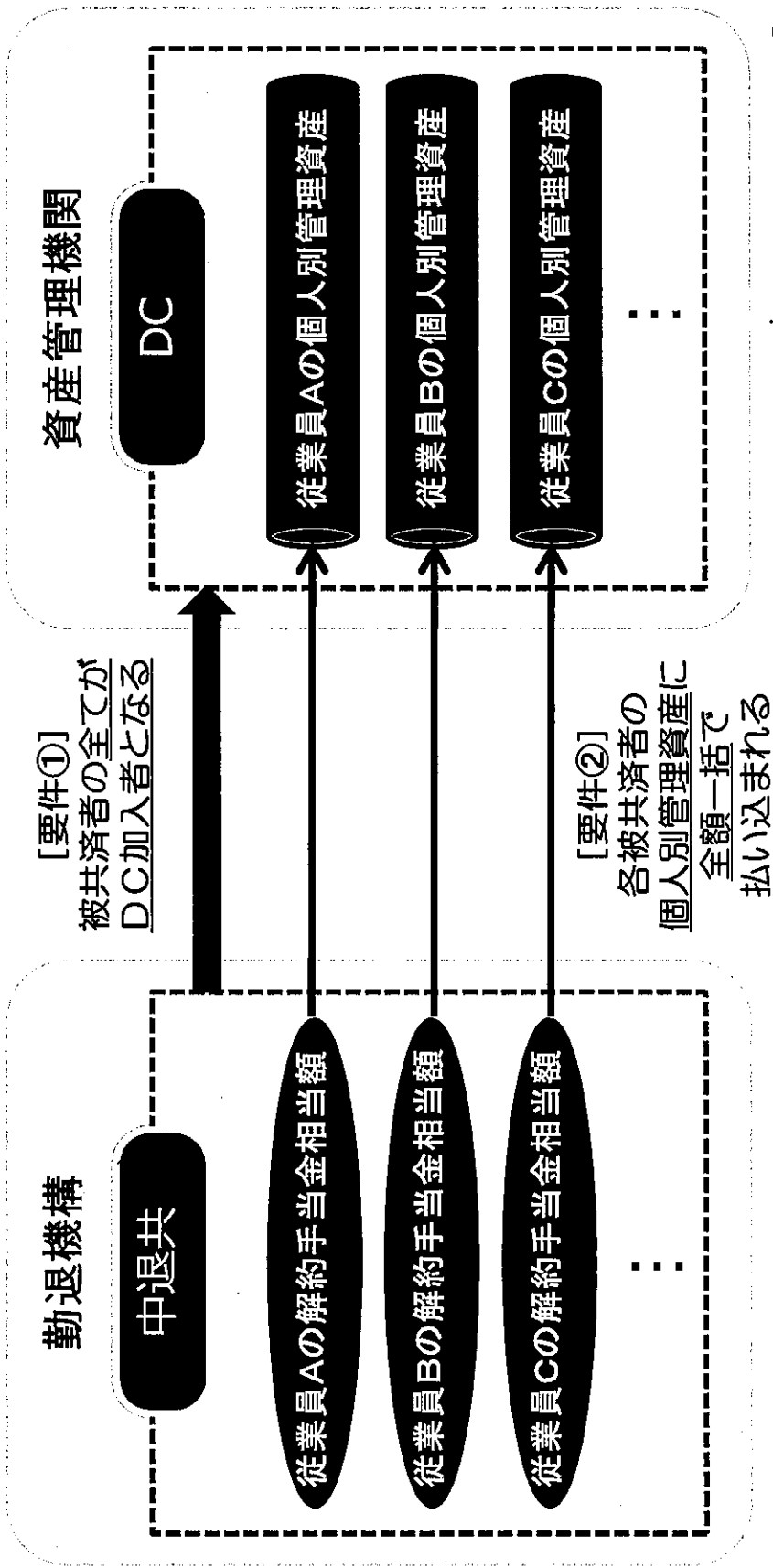


■ 資産移換の申出を行った事業主に対しては、加入促進のための掛金助成は適用しない。  
 （施行日前に機構へ退職金共済契約の申込みを行っていた場合は、掛金助成を適用）  
 ■ 特例掛金内（2,000～4,000円）の掛金増額に対しては助成は適用しない。

■ 資産移換の申出は、資産移換契約の効力が生じた日から1年を経過する日までに行う。  
 ■ 従業員ごとの移換額・廃止特退共事業に加入していた月数等を記載した申出書に、従業員の同意書等を添付。  
 ■ 特退共事業廃止後に中退共制度に加入する場合、加入申込み併せて資産移換の申出を実施。<sup>4</sup>

## 2 共済契約者が非中小企業者となった場合の資産移換

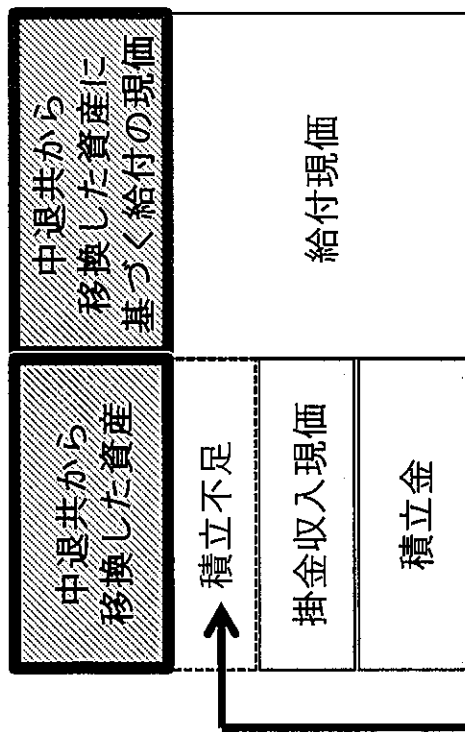
- 共済契約者が中小企業者でない事業主となった場合に中退共制度から資産移換を行うことができる制度として、新たに確定拠出年金（DC）（企業型）を追加。【政令事項】
- 資産移換先となることのできるDCの要件を規定。【省令事項】



## 2 共済契約者が非中小企業者となった場合の資産移換

- 今般の法改正により、共済契約者が中小企業者でない事業主となり勤退機構から退職金共済契約が解除される前から引き続き確定給付企業年金(DB)や特定退職金共済事業を実施している場合も資産移換が行えるようになったことに伴い、所要の規定の整備を行う。【省令事項】

### ＜資産移換先となることのできる既設DBの要件＞



＜DBの資産＞ ＜DBの負債＞

既設DBへの移換を認めることに伴い、中退共から移換した資産を積立不足に補填することは認めない旨を明確化

### ＜参考：非中小移換先の企業年金制度等＞

	現行	法改正後
DB	新設	○
	既設	×
DC (企業型)	新設	×
	既設	×
特退共	新設	○
	既設	×

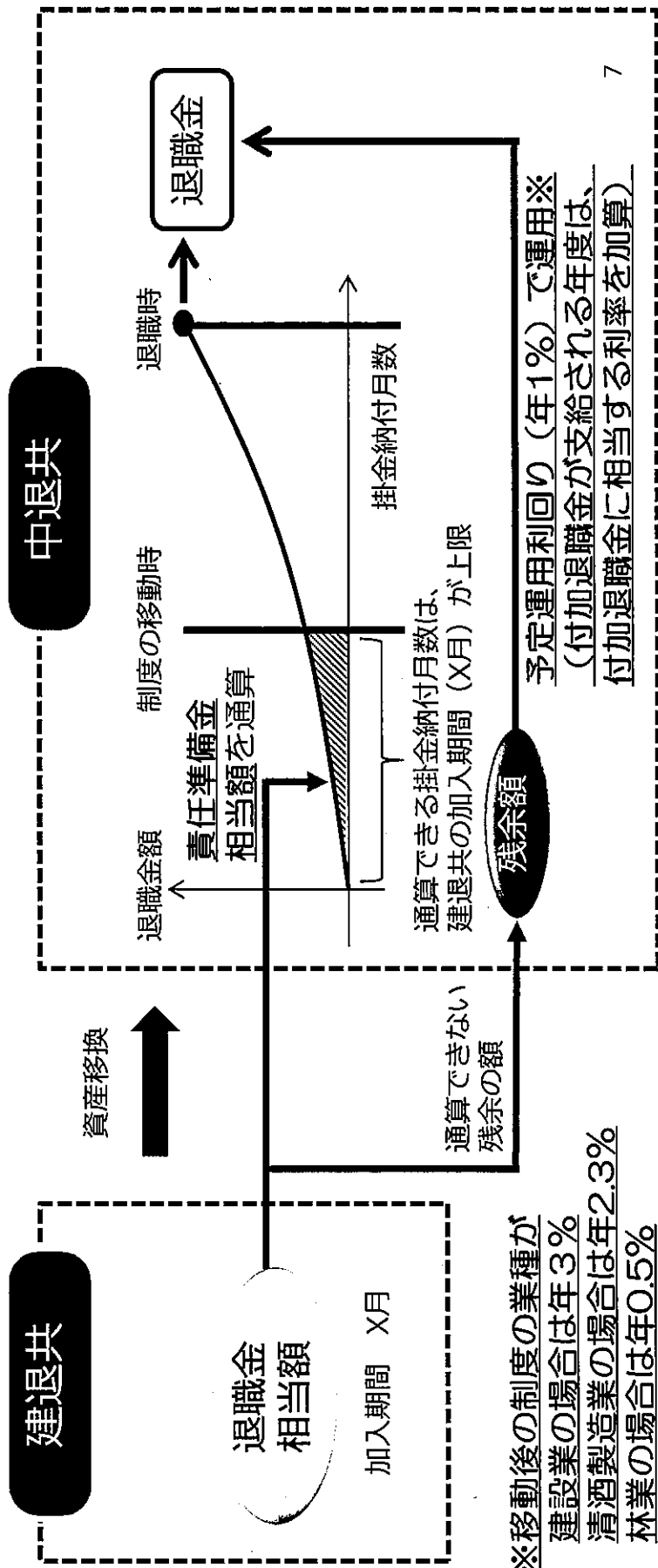
### 3 制度間通算における全額移換の実施

○ 被共済者が転職等により特定業種退職金共済制度間又は一般の中退共制度と特定業種退職金共済制度との間を移動した場合における掛金納付月数への通算は、移動後の制度の財政に与える影響をより考慮した財政中立的な方法により行う（移動後の制度における責任準備金相当額に基づき通算）。

#### 【政令事項】

○ 掛金納付月数に通算できな残余額は、移動後の制度の予定運用利回りに相当する利率で運用する。【政令事項】

#### <例：建退共から中退共へ移動した場合>



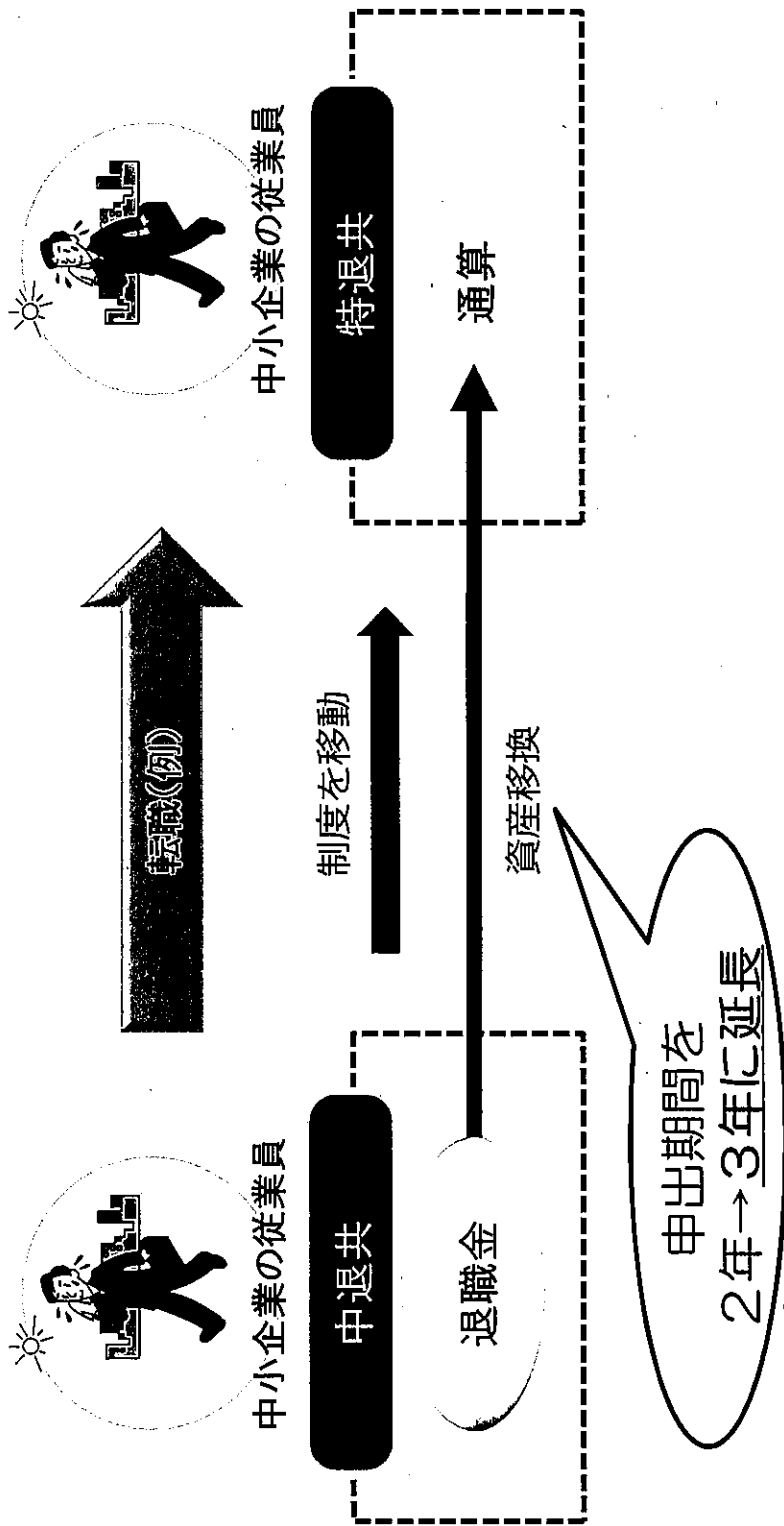
※移動後の制度の業種が  
建設業の場合は年3%  
清酒製造業の場合は年2.3%  
林業の場合は年0.5%



## 4 中退共と特退共間の資産移換の申出期間延長

- 今般の法改正により、被共済者が転職等により中退共制度の間等を移動した場合に退職金を通算できる申出期間2年から3年に延長したこと  
に併せて、特定退職金共済事業と中退共制度の間を移動した場合に退職金を通算できる申出期間についても、2年から3年に延長する。

【省令事項】



## 5 建設業退職金共済制度の退職金額の見直し等

- 特定業種退職金共済制度の財政検証（平成26年度）において、建設業退職金共済制度における不支給期間を短縮するとともに、予定運用利回りを引き上げることが適当とされたことを踏まえ、所要の改正を行う。

### <不支給期間の短縮>

- 特定業種退職金共済制度における退職金の不支給期間を24月未満から12月未満に短縮する業種として厚生労働大臣が指定する業種は、建設業とする。【告示事項】
- 建設業退職金共済制度の掛金納付月数が12月～23月となる被共済者について、一般の中退共制度と同様に、納付された掛金の総額を下回る金額を退職金として支給する。【政令事項】

### <予定運用利回りの引上げ>

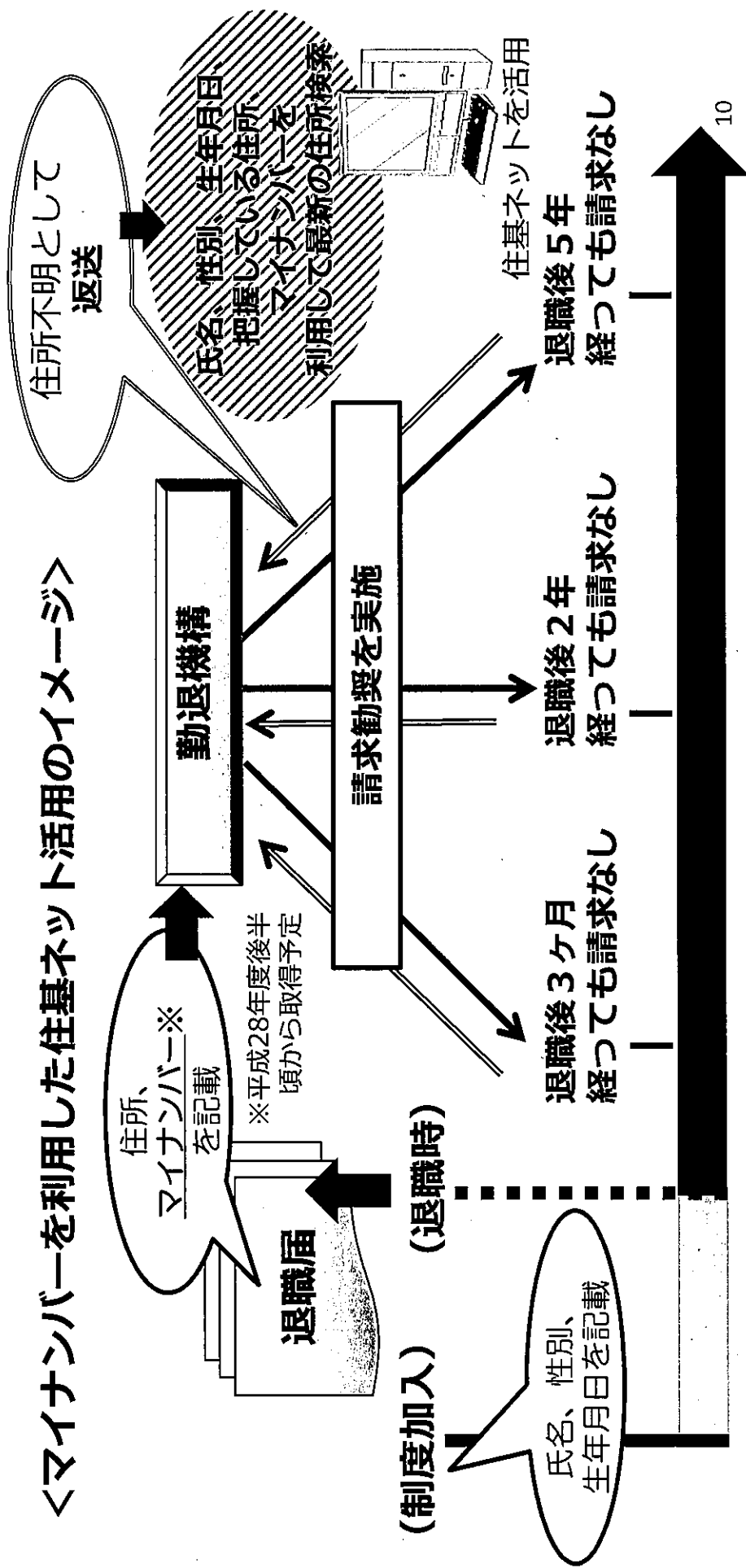
- 建設業退職金共済制度における退職金の予定運用利回りを、現行の2.7%から3.0%へ引き上げる。【政令事項】

※ 退職金算出の複雑化、事務負担の増加等を勘案し、前回利回り引下げを行なった平成15年10月以降の期間に対しても、施行日以降の退職者については新しい利回りの適用対象として引き上げる。【政令事項】

## 6 未請求退職金の発生防止対策の強化

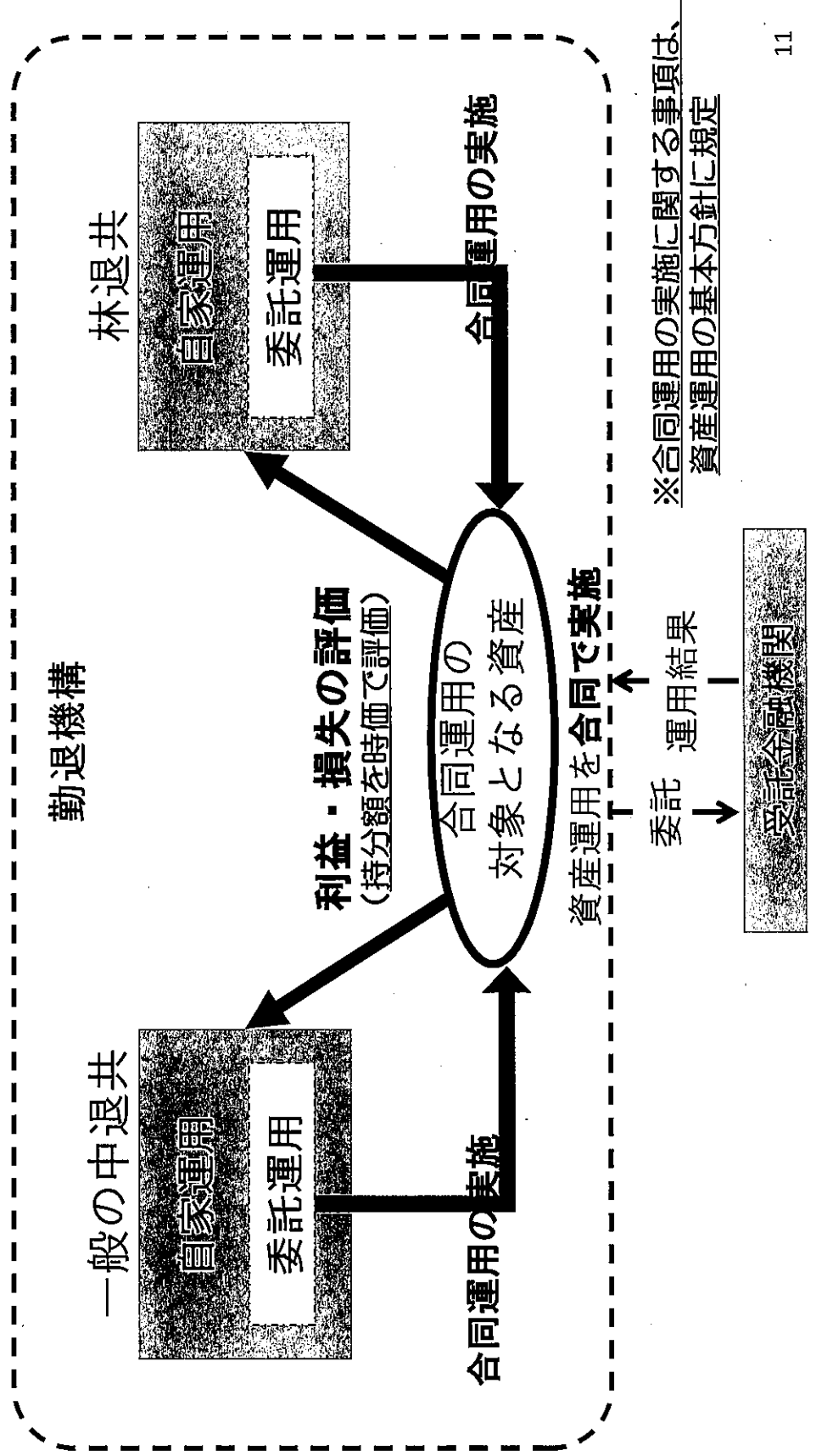
- 一般の法改正により、勤退機構が行う退職金の支給に関連する一連の事務において、住基ネット・マイナンバーの利用が可能となった。
- 未請求退職金の発生防止対策の強化として、一般の中退共制度において、共済契約者が、被共済者が退職した旨の届出を勤退機構に提出する際に、マイナンバーの記載を求めることとする。【省令事項】

### <マイナンバーを利用した住基ネット活用のイメージ>



## 7 合同運用の実施

- 今般の法改正により、一般の中退共制度と特定業種退職金共済制度の業務上の余裕金を合同して運用することができるようになったことに伴い、所要の規定の整備を行う。【財会省令事項】



## 付加退職金関係資料

# 一般の中小企業退職金共済制度における 今後の付加退職金の取扱いについて

平成28年2月23日  
厚生労働省労働基準局

# 付加退職金の概要

- 退職金の額は、あらかじめ額の確定している「基本退職金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加退職金」の合計額として算定。
- 付加退職金は、運用収入等の状況に応じて基本退職金に上乘せされるものであり、金利の変動に弾力的に対応することを目的として、平成3年度に導入。

	支給対象	概要
基本退職金	すべての被共済者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○掛金月額と掛金納付月数に応じて、あらかじめ定められた金額。</li> <li>○予定運用利回り年1%として設計。</li> </ul>
付加退職金	掛金納付月数が43月以上の被共済者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実際の運用収入の状況等に応じて基本退職金に上乘せされる金額。</li> <li>○計算月※において、その時点の基本退職金額にその年度の支給率を乗じて得た額を、退職時まで合計した金額。</li> <li>○付加退職金の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、運用収入の見込額等を勘案して、労働政策審議会の意見を聴いて定める。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">支給率 = <math>\frac{\text{運用収入のうちの付加退職金の支払に充てるべき額}}{\text{（利益見込額）の2分の1を基本}}</math></p> <p style="text-align: center;">※計算月 = <math>\frac{\text{掛金納付月数が43月以上の被共済者が当該年度中の計算月に退職したと反定した場合の退職金額の合計}}{\text{掛金納付月数}}</math></p> </div>

※43日目とその後12ヶ月ごとの月

参考：付加退職金の計算例

- 平成19年4月に掛金月額10,000円で加入し、平成28年3月（加入108月）で退職した場合における退職金額は以下のとおり。（掛金増額や過去勤務はないと仮定）

※ 各年度の付加退職金支給率は以下の表のとおり。

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
0	0	0	0	0	0	0	0.0182	0.0216

1	12	24	36	43	48	55	60	67	72	79	84	91	96	103	108
H19.4	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	退職					
加入															

$$\begin{aligned}
 \text{付加退職金額} &= (\text{加入 91月目で退職した時の基本退職金}) \times (91\text{月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{ (26年度分)} \\
 &+ (\text{加入103月目で退職した時の基本退職金}) \times (103\text{月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{ (27年度分)} \\
 &= 944,500 \times 0.0182 + 1,076,800 \times 0.0216 \\
 &= 17,190 + 23,259 \\
 &= 40,449
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{退職金額} &= \text{基本退職金 (掛金納付月数108月)} + \text{付加退職金} \\
 &= 1,132,300 + 40,449 \\
 &= \underline{1,172,749 \text{ 円}}
 \end{aligned}$$

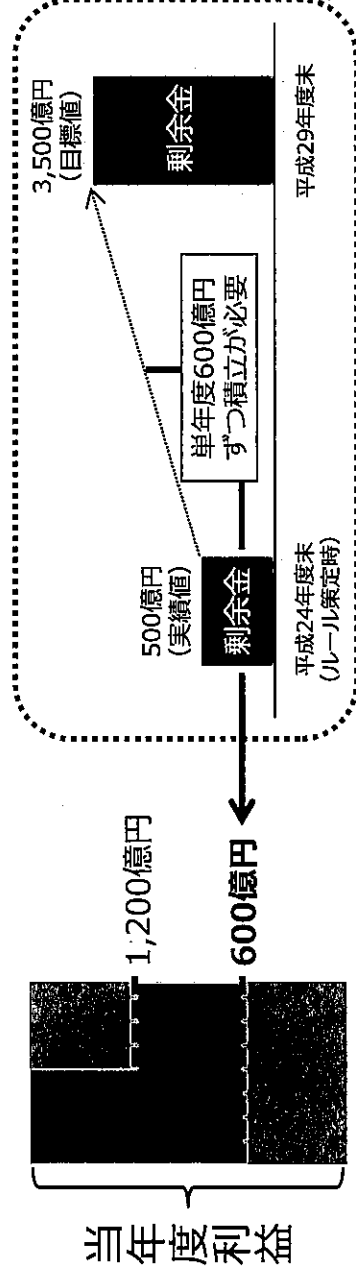
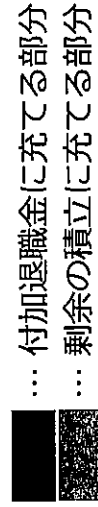


# 現 状

- 現在の付加退職金の支給ルールは、平成29年度末までを用途に剰余金として3,500億円（平成29年度末時点の責任準備金推定値の9%）を積み立てることを目標に構築。  
※「一般の中小企業退職共済制度における今後の付加退職金の取扱いについて」（平成26年3月中退部会）で取りまとめ
- 平成26年度末時点で、約3,800億円（責任準備金の9.2%）の剰余金が積み立てられたことを踏まえ、今後の対応を検討。

## 現在の取扱い

- 当年度利益見込額の2分の1を付加退職金に充てる
- ただし、600億円は優先して剰余の積立てに充てる

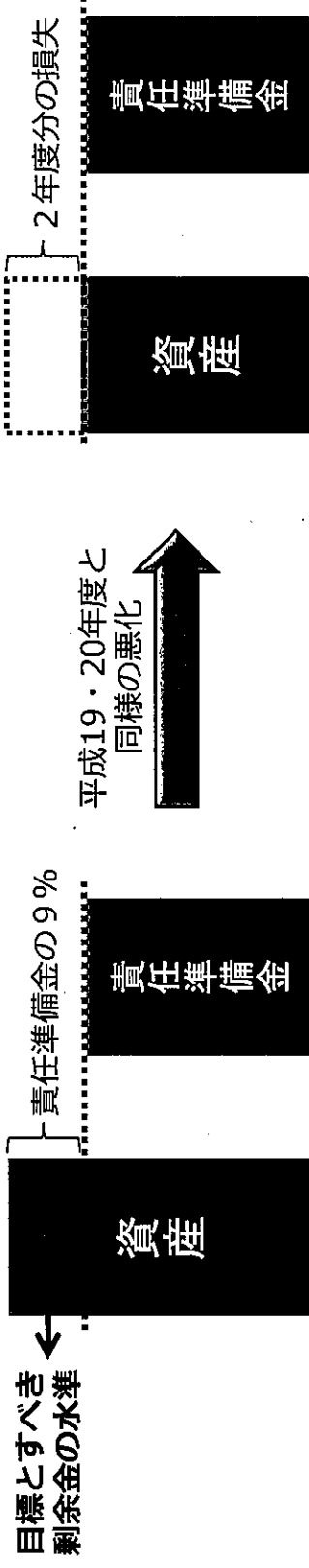


## 現状

- ◆ 現行ルールの対象期間である平成29年度末よりも前の時点である平成26年度末で、剰余金が目標を上回る3,800億円（責任準備金の9.2%）に到達。
- ◆ 利益のうち600億円を優先して剰余の積立てに充てる取扱いも含めて、改めて付加退職金の支給の考え方について議論。

## 目標とすべき剰余金の水準

- 現在の剰余金の目標水準である「責任準備金の9%」は、平成19・20年度と同様の金融情勢の悪化の下でも累積欠損金が発生しない水準として設定。
- この水準の設定当時（平成26年3月）以降、金融市場構造の大幅な変化は確認されていないことから、当面のところで、剰余金の目標水準として維持することが適当ではないか。



この水準の設定当時（平成26年3月）以降、金融市場構造の大幅な変化は確認されていないことから、当面のところで、目標とすべき剰余金の水準として維持。（ただし以下に留意）

### 留意事項

- ・ 将来発生する金融情勢の悪化は、過去の経験値の範囲内に収まるとは限らないこと
- ・ 金利の継続的な低下などの運用環境の変化に伴い、基本ポートフォリオがリスクを増やす方向で見直された場合は、目標水準も引き上がる可能性があること

# 検討に当たっての視点

## 1. 制度の特性を踏まえた財政基盤の確保

◆ 中退共制度は、累積欠損が発生しても掛金等の追加拠出により補填を行う**仕組みがなく**、過去の納付期間に係る**退職金を減額することも困難**な制度。運用で生じた損失は、将来の運用利益によってしか回復できない。

※ 仮にある年度で生じた運用利益をその年度に全て付加退職金として支給すると、その後運用損失が生じた場合に累積剰余金を必要水準まで回復させることが困難になる可能性がある。（機構の損益金の実績は、次頁参照）

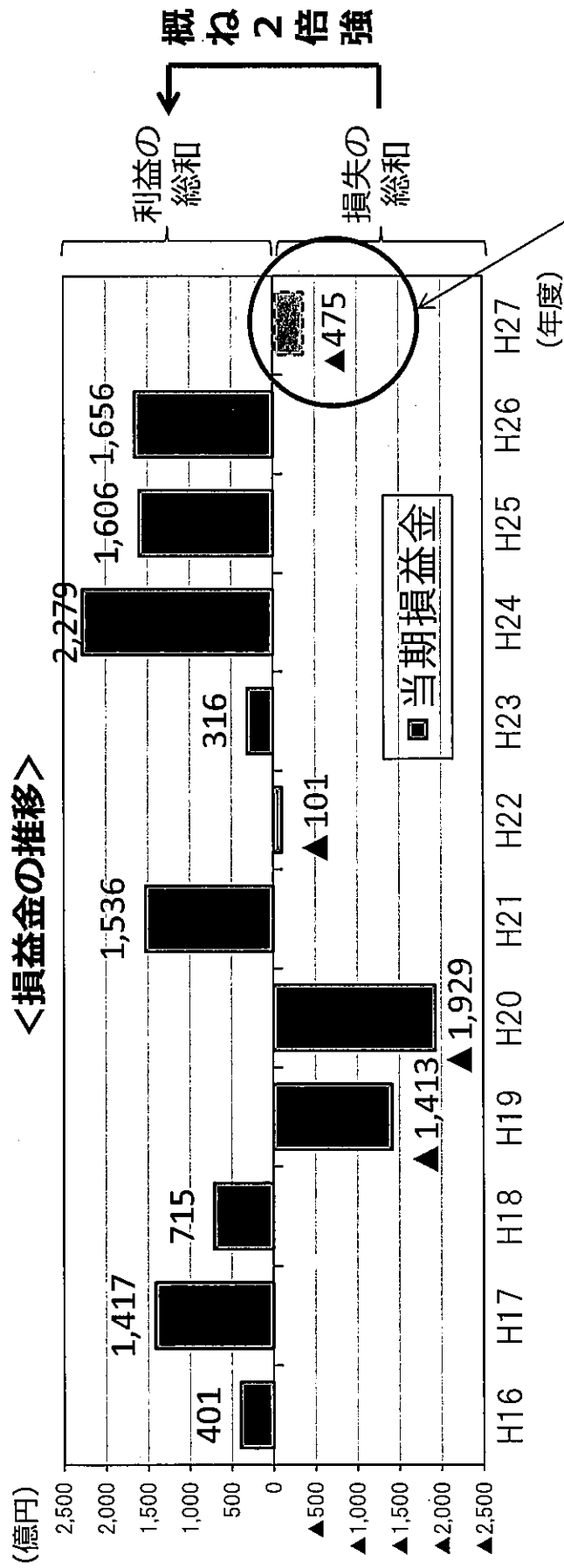
## 2. 付加退職金の趣旨を踏まえた給付の安定性への配慮

◆ **単年度に生じた運用利益をその時点の被共済者に還元する**という付加退職金の趣旨を踏まえ、利益が生じた年度において、できる限り付加退職金が支給されるよう配慮する必要。

※ 運用実績は年度ごとに変動することから、たまたま生じた好況時の運用利益をその年度に全て付加退職金として支給すると、その後不況時に運用損失が生じて累積剰余金が低下した場合、不況後に運用利益が上がっても付加退職金に分配しにくくなる。

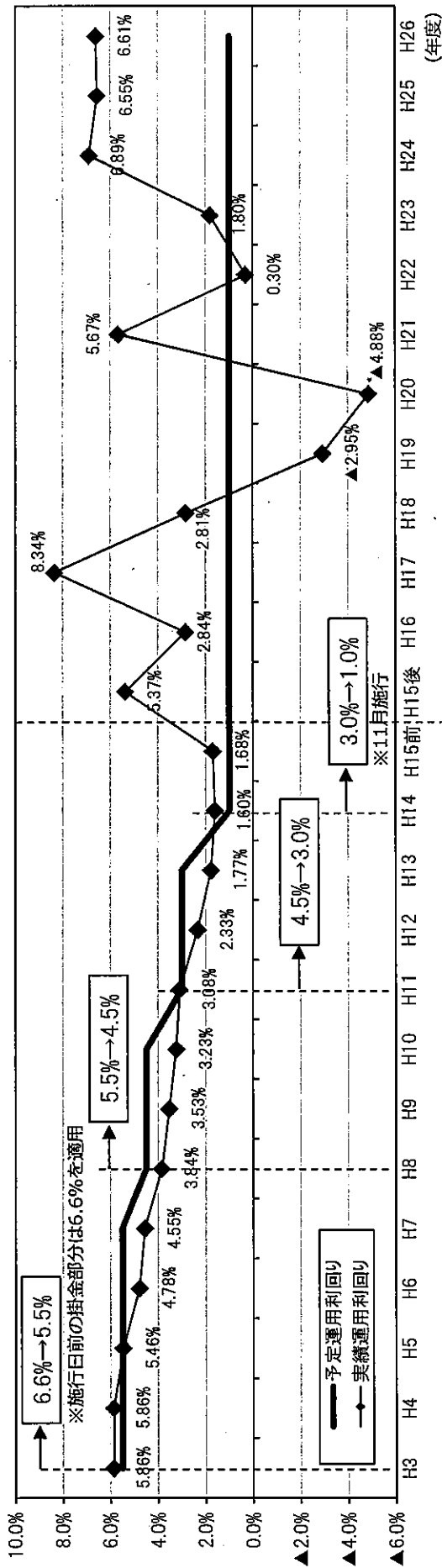
## 参考：機種の損益金の推移

- 時価会計が導入された平成16年度以降、平成27年度の見込みまでの損益金の推移をみると、この期間を通しての**利益の総額は、損失の総額の概ね2倍強**。
- この場合、仮に利益の概ね2分の1を付加退職金の支給に充てても、累積剰余金の積立水準は維持されることとなる。

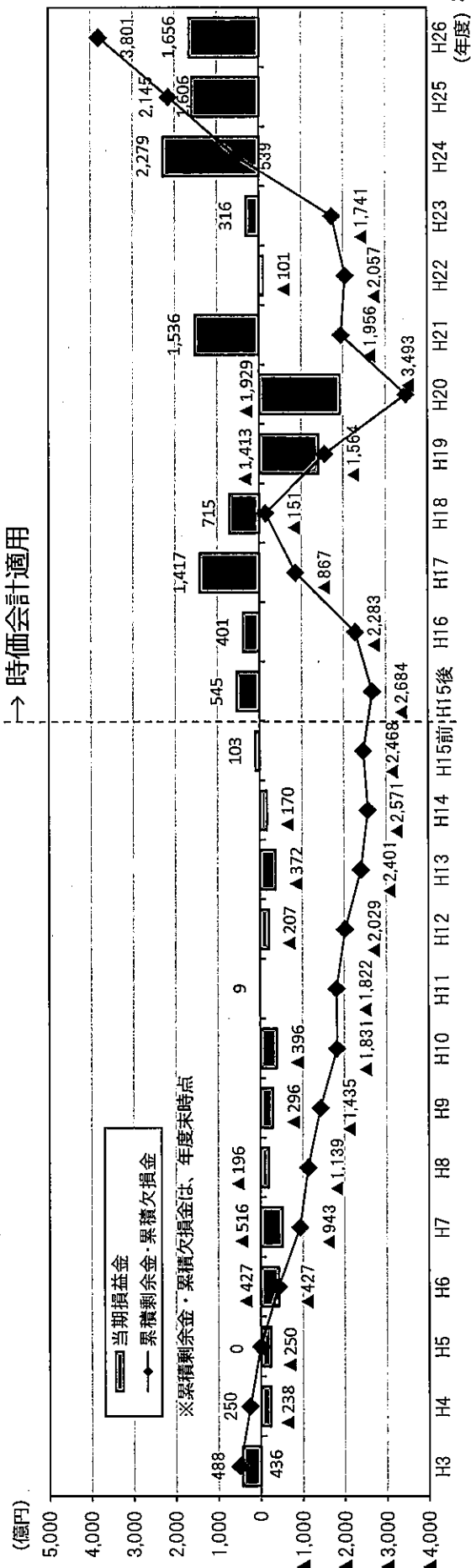


参考：付加退職金創設以後の財政状況等の推移

【予定運用利回りと実績運用利回りの推移】



【当期損益金と累積剰余金・累積欠損金の推移】



## 当面の付加退職金の支給の考え方（案）

1. 資産運用結果が金融環境により変動し、将来の金融情勢をあらかじめ見通すことが困難な状況下においても、財政基盤の確保を図りつつ、運用利益を被共済者へ還元するため、当年度利益見込額の2分の1を付加退職金に充てることを基本とすることとしてはどうか。
2. ただし、前年度末における累積剰余金の額が、当年度末における責任準備金の見込額の9%を下回る場合は、財政基盤の確保を重視し、「一般の中小企業退職共済制度における今後の付加退職金の取扱いについて」（平成26年3月）においてとりまとめられた取扱いと同様、以下のとおりとすることとしてはどうか。
  - ・ 利益の見込額が単年度目標額（600億円）の2倍に相当する額を下回るときは、当該見込額のうち、単年度目標額までは優先して剰余金として積み立て、単年度目標額を控除した残額を付加退職金に充てる。
  - ・ 利益の見込額が単年度目標額（600億円）の2倍に相当する額を上回るときは、当該見込額の2分の1を剰余金として積み立て、残りの2分の1を付加退職金に充てる。
3. 上記1及び2の取扱いについては、今後の剰余金の積立状況、資産運用状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを検討することとしてはどうか。

## 平成27年度第1回資産運用委員会 議事要旨

【開催日時】平成27年11月13日（金）15:00～16:00

【開催場所】勤労者退職金共済機構 16階AB会議室

【出席者】村上委員長、江川委員、末永委員、徳島委員

【欠席者】臼杵委員長代理

### 【議事要旨】

#### 1. 委員長の選任

資産運用委員会規程第三条第一項に基づき委員の互選により、村上委員が委員長に選任された。  
また、村上委員長が、資産運用委員会規程第三条第三項に基づき、臼杵委員を委員長代理に指名した。  
なお、本人欠席のため事務局より本人に確認を行うこととした。

#### 2. 委員会議事録作成及び公表要領について

「資産運用委員会議事録作成及び公表要領」が原案どおり了承された。

##### <主な質問、意見等>

(委員) 議事要旨及び資産運用委員会提出資料の公開時期についてはどのような方針か。

(事務局) 議事要旨は次回委員会での了承後の公開を予定。資料については、公表して差し支えないものは、出来るだけ早く公表する方針。

#### 3. 退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況報告

平成27年4月～9月の運用実績について以下のとおり報告を行った。

- (中退共給付経理、建退共給付経理・特別給付経理、清退共給付経理・特別給付経理、林退共給付経理)
- ・中退共給付経理、建退共給付経理・特別給付経理の運用利回りは、27年8月の中国経済の減速による世界経済の先行き不透明感等を背景に内外株式の大幅下落等からマイナスとなった。
  - ・金銭信託(委託運用)の運用状況については、各経理とも対ベンチマーク超過収益率を確保した。
  - ・自家運用は、国債、政府保証債及び金融債を中心に安定的に推移した。
  - ・各資産の構成状況は、全ての経理において基本ポートフォリオの乖離許容幅内に収まっている。

##### <主な質問、意見等>

(委員) 建退共の基本ポートフォリオの資産クラスにおける「短期資産」の内訳はどのようなものか。

(事務局) 自家運用の短期資産は預金、金銭信託の短期資産はコールローン。

(委員) 建退共の金銭信託部分における外国株式の超過収益率のマイナスは許容範囲内か。

(事務局) 運用実績は短期の動向に拠らず中長期的に評価しており、許容範囲内である。

(委員) 運用結果に関する財務諸表のおよび損益計算書的な開示に加え、リスクの状況についても開示していくことが望ましい。

#### 4. 今後の諮問等議題について

事務局より今後（平成27年度）の諮問等議題について説明を行った。

## 平成27年度第2回資産運用委員会 議事要旨

【開催日時】平成27年12月8日（火）14:00～16:00

【開催場所】勤労者退職金共済機構 16階AB会議室

【出席者】村上委員長、江川委員、末永委員、徳島委員

【欠席者】臼杵委員長代理（各議題に関する意見等を予め文書にて提出）

### 【議事要旨】

#### 1. 基本ポートフォリオの検証について（中退共）

現行の基本ポートフォリオについて、最新の経済・市場予測に基づき行った検証結果を報告した。

- ・現行の基本ポートフォリオは効率的であること、市場環境変化時の下方リスクに対しても一定程度の耐性を有していることが確認できた。
- ・推計結果を策定時と比較すると、基本ポートフォリオの期待収益率は0.69%低下し、リスク値は0.41%上昇しており、運用環境は難しさを増している。
- ・そうした中、現行の基本ポートフォリオについては、市場環境変化とその影響を踏まえて資産運用委員会でもご議論いただき、見直しの可否や内容を検討していくこととする。

#### <主な質問、意見等>

- （委員） 検証手法については一般的なものであり、結果についても大きな違和感はない。ただ、金利予想については、一般的な悲観シナリオ以上に低迷する可能性も視野に入れておくべき。
- （委員） 検証手法や基本ポートフォリオの決定方法について、今後、市場構造の変化等も踏まえて見直していくことが望ましい。
- （委員） 検証手法や基本ポートフォリオ構築では、選択の背景にある考え方をきちんと説明できることが重要。これらをめぐる主要な論点については、当委員会で検討していくべき。
- （事務局） 今後は、結果報告だけでなく、方法論や選択の背景にある思想まで踏み込んで説明し、ご議論いただくこととしたい。

#### 2. 基本ポートフォリオの検証等について（清退共）

現行の基本ポートフォリオについて、最新の経済・市場予測に基づき行った検証結果を報告した。

- ・給付経理、特別給付経理とも現行基本ポートフォリオは効率的であること、現在の利益剰余金を前提とした市場環境変化時の下方リスクに対して一定程度の耐性を有していることが確認できた。
- ・期待収益率、リスクは前回検証時より低下しているものの、財政状況に与える影響は軽微。
- ・以上により、給付経理、特別給付経理とも現行基本ポートフォリオを継続する。

#### <主な質問、意見等>

- （委員） オーバーファンディングとなっている中、現在の運用に大きな問題がないという結論に異論はないが、利益剰余金が責任準備金に対して十分にある状況は、今後も維持される見通しか。
- （事務局） 事業が縮小傾向にある中、利益剰余金、責任準備金とも減少傾向をたどるが、利益剰余金が責任準備金を大きく上回る状況は維持される見通し。
- （委員） 特別給付経理のように資産規模が小さいと、分散投資等のポートフォリオ運営面で問題は生じていないのか。



- (事務局) 国債のみで運用し、ラダー型ポートフォリオを構築することで将来的にもキャッシュフローが確保できる見通しにあるため、銘柄分散の必要性も無く、問題は生じていない。
- (委員) 特別給付経理について、事業の縮小傾向が続くとすると、将来、何れかの勘定と合同運用することは考えられるのか。
- (事務局) 現時点では財務状況が良好なこともあり検討されてはいない。大きな運用方針変更の要否については、必要があれば、制度自体のあり方も含めて、5年毎の労働政策審議会において議論されることになっている。

### 3. 基本ポートフォリオの見直し等について (建退共)

財政検証の結果を踏まえた、建退共の基本ポートフォリオの見直し案等について報告した。

- ・財政検証の結果決定された予定運用利回り引き上げ (2.7%→3.0%) については、累積剰余金の加入者還元を目的としたものであり、実際の運用収益引き上げ (現状以上の運用リスクを取りにくいこと) を期待されたものではないため、期待収益率とリスクは現行基本ポートフォリオと同程度とする。
- ・金額が少なくなった短期資産については、事務合理化、運用効率化の観点から国内債券での運用に切り替えることとする。
- ・新基本ポートフォリオについては、効率的であること、市場環境変化時の下方リスクに対しても一定程度の耐性を有していることが確認できた。

#### <主な質問、意見等>

- (委員) 新基本ポートフォリオ自体には特に違和感はない。
- (委員) 給付経理の委託運用について、全額をバランス型運用しているが、資産規模に照らすと特化型運用の方が効率的ではないか。
- (事務局) 現在の人的資源制約の下では、リバランスを自前で行う特化型運用が難しいことが背景。しかし、特化型を部分的に活用することで効率性を向上できないか、今後検討したい。
- (委員) 外貨建て資産に課している制約条件については、資産間の相関等に鑑みると見直しの余地があるものと思われる。今後の検討課題としたい。
- (委員) 悲観シナリオの想定に見直し余地があるのではないかと。また、複数のリスク指標を検証する中で、相反する結果が出た場合にはどう対応する方針か。
- (事務局) 悲観シナリオの想定については、今後の検討対象とさせていただきたい。リスク指標間で相反する結果が出た場合には、より厳しい結果を基に見直しを検討することになると考えている。
- (委員) 人的資源制約が運用上の障害になっているのであれば、改善に向けた体制整備が望まれる。
- (事務局) 改善に向けて、予算制約の見直し交渉、資源の再配分、業務内容の効率化の3つの方策を合わせて検討して参りたい。

### 4. 中退共と林退共の合同運用等について (林退共)

中退共との金銭信託における合同運用等について報告した。

- ・財政検証において、将来的に欠損金が増加する見通しが示される中、労働政策審議会において、林退共の安定的運営のための改善策の1つとして、中退共との金銭信託合同運用を行うことが適当と

された。

- ・合同運用に際し、金銭信託の資産配分について中退共と同一にするなど、基本ポートフォリオの見直し等を実施する。
- ・合同運用を含む一連の施策により、平成34年度までの累積欠損金解消を見込むことが可能になる。
- ・合同運用は、平成28年度から実施することを予定している。

<主な質問、意見等>

(委員) 基本的に止むを得ない施策と考えるが、リスクを取りに行くということであることを認識しておくことが必要。

(事務局) 合同運用によって従来よりも大きなリスクを取ることになることはご指摘の通り。ただ、規模の利益(より幅広い分散投資)や運用手数料軽減といったメリットもある。また、財政面からも予定運用利回りの引き下げや掛金の増額といった支援措置が採られている。

(委員) 合同運用を行った場合、林退共におけるリバランスはどのようなことになるのか。

(事務局) 退職金支払い資金を安定的に確保するため、自家運用から合同運用へのキャッシュインは難しいと考えている。一方、例えば年度末に自家運用へキャッシュアウトすることで資産割合を調整することなどはあり得る。

5. その他議題について

- ・委員長代理の指名を受けた臼杵委員(前回欠席)より、就任の承諾を得た旨報告を行った。
- ・第1回資産運用委員会の議事録について、各委員の意見を反映した議事録案を提示し、最終点検を依頼した。
- ・議事要旨の編集方針と公表時期について説明を行った。

## 付加退職金の支給に関する告示の制定に伴う関連告示について

### 1. 中小企業退職金共済法施行令第2条第1号及び第2号の厚生労働大臣の定める率を定める件

退職金を分割して支給する場合は、退職金を支給する期間における予定運用利回り（年1%）から算定された率に厚生労働大臣の定める率を加えたものを乗じて得た額を支給することとしており、本告示で当該率を定めるもの。〔0〕

### 2. 中小企業退職金共済法第13条第2項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

退職金を分割して支給する場合において、被共済者の死亡等の事由が発生したときは、残余の期間に応じて厚生労働大臣が定める利率を割り引いた上で、残余の額を一括して支給することとしており、本告示で1の率を基に当該利率を定めるもの。〔1%〕

### 3. 中小企業退職金共済法第28条第1項の厚生労働大臣の定める率を定める件

過去勤務期間の通算の申出を行った共済契約者が納付する過去勤務掛金には、当該通算する期間における予定運用利回り（年1%）から算定された率に付加退職金相当額として厚生労働大臣が定める率を加算した率を乗じることとしており、本告示で当該率を定めるもの。〔過去勤務期間に応じて0.00~0.07〕

### 4. 中小企業退職金共済法第30条第2項第2号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件

特定退職金共済から中退共へ資産を移換した場合、当該資産に対し予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの（ただし、過去の経過措置適用者は除く）。〔0%〕

### 5. 確定給付企業年金法附則第28条第3項第1号の厚生労働大臣が定める利率を定める件

適格退職年金から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。〔0%〕

### 6. 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第36条第3項第1号及び第8項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

解散する厚生年金基金から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。〔0%〕

7. 中小企業退職金共済法第31条の2第3項第1号及び第7項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

退職金共済事業を廃止した特定退職金共済団体から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。 [0%]

8. 中小企業退職金共済法施行令第15条第5項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

特定業種退職金共済制度から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。 [0%]

## 付加退職金の支給に関する告示の制定に伴う関連告示

- 1 中小企業退職金共済法施行令第2条第1号及び第2号の厚生労働大臣の定める率を定める件

中小企業退職金共済法施行令（昭和39年政令第188号）第2条第1号及び第2号の規定に基づき、平成27年4月1日前に退職した被共済者であって平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成27年4月1日以後平成28年4月1日前に退職した被共済者であって平成28年8月1日から平成29年3月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成28年4月1日以後平成29年4月1日前に退職した被共済者であって平成29年7月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第1号及び第2号の厚生労働大臣の定める率は、0とする。

- 2 中小企業退職金共済法第13条第2項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第13条第2項の規定に基づき、平成27年4月1日前に退職した被共済者であって平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成27年4月1日以後平成28年4月1日前に退職した被共済者であって平成28年8月1日から平成29年3月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成28年4月1日以後平成29年4月1日前に退職した被共済者であって平成29年7月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年1パーセントとする。

3 中小企業退職金共済法第 28 条第 1 項の厚生労働大臣の定める率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

過去勤務期間の年数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
率	平成 28 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合	0.00	0.00	0.00	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.07
	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07

4 中小企業退職金共済法第 30 条第 2 項第 2 号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 30 条第 2 項第 2 号イの規定に基づき、平成 28 年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。

5 確定給付企業年金法附則第 28 条第 3 項第 1 号の厚生労働大臣が定める利率を定める件

確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）附則第 28 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、平成 28 年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。

6 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 36 条第 3 項第 1 号及び第 8 項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 36 条第 3 項第 1 号及び第 8 項の規定に基づき、平成 28 年度に係る同条第 3 項第 1 号及び第 8 項の厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。

- 7 中小企業退職金共済法第 31 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 7 項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 31 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 7 項の規定に基づき、平成 28 年度に係る同条第 3 項第 1 号及び第 7 項の厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。

- 8 中小企業退職金共済法施行令第 15 条第 5 項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法施行令（昭和 39 年政令第 188 号）第 15 条第 5 項の規定に基づき、平成 28 年度に係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。

## 主な経済指標

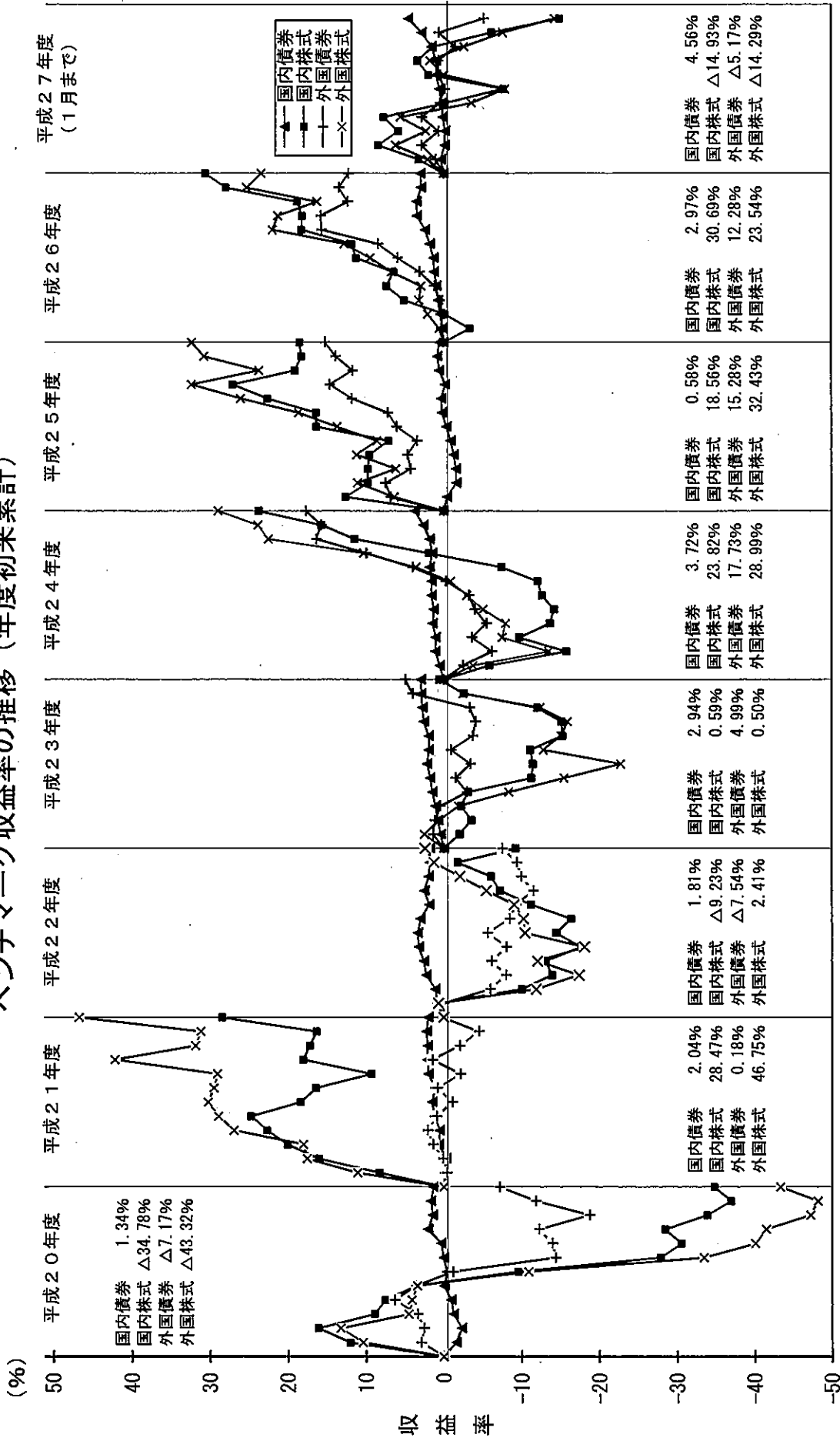


## 主な経済指標

年度・月末	日経平均 (円)	10年国債※ (年%)	円/ドル (円)	円/ユーロ (円)	ベンチマークで用いている指標			
					NOMURA-BPI 総合	TOPIX	シティグループ 世界国債インデックス	MSCI-KOKUSAI
H13.3	13,000	1.275	126.20	110.72	283.83	1,407.73	202.86	1,110.31
H14.3	11,025	1.400	132.74	115.68	286.52	1,179.41	219.98	1,154.10
H15.3	7,973	0.700	117.93	128.85	298.74	886.77	254.02	780.70
H16.3	11,715	1.435	104.26	128.41	293.53	1,340.15	254.41	973.52
H17.3	11,669	1.320	107.09	138.84	299.67	1,359.22	283.20	1,126.39
H18.3	17,060	1.770	117.66	142.56	295.48	2,009.57	305.09	1,447.61
H19.3	17,288	1.650	117.78	157.30	301.89	2,015.42	336.32	1,706.06
H20.3	12,526	1.275	99.90	157.55	312.05	1,450.00	338.08	1,419.47
H21.3	8,110	1.340	98.81	130.88	316.24	945.72	313.82	804.54
H22.3	11,090	1.395	93.46	126.27	322.69	1,214.95	314.39	1,180.68
H23.3	9,755	1.255	83.15	117.77	328.52	1,102.75	290.67	1,209.12
H24.3	10,084	0.985	82.79	110.47	338.18	1,109.28	305.17	1,215.12
H25.3	12,398	0.560	94.19	120.73	350.76	1,373.53	359.29	1,567.39
H26.3	14,828	0.640	103.19	142.09	352.80	1,628.52	414.20	2,075.72
4	14,304	0.615	102.24	141.77	353.31	1,573.78	415.51	2,087.77
5	14,632	0.570	101.78	138.73	354.39	1,626.62	414.82	2,118.83
6	15,162	0.560	101.30	138.69	355.41	1,712.30	416.40	2,142.07
7	15,621	0.530	102.79	137.62	356.01	1,748.81	419.26	2,136.02
8	15,425	0.490	104.05	136.64	357.15	1,733.76	427.00	2,215.07
9	16,174	0.520	109.64	138.49	357.41	1,811.98	438.88	2,272.14
10	16,414	0.455	112.30	140.64	359.08	1,822.08	449.38	2,341.76
11	17,460	0.415	118.61	147.67	361.19	1,926.93	479.31	2,533.88
12	17,451	0.320	119.68	144.78	364.96	1,925.54	479.78	2,519.16
H27.1	17,674	0.280	117.44	132.54	365.07	1,935.98	465.44	2,415.12
2	18,798	0.335	119.51	133.77	363.04	2,085.33	470.09	2,602.74
3	19,207	0.395	120.12	128.89	363.28	2,128.30	465.07	2,564.27
4	19,520	0.325	119.34	133.92	364.50	2,196.84	469.90	2,617.38
5	20,563	0.390	124.11	136.36	362.77	2,308.46	478.34	2,723.51
6	20,236	0.450	122.49	136.39	362.54	2,252.53	468.17	2,622.67
7	20,585	0.405	123.92	136.15	363.58	2,292.89	478.13	2,707.52
8	18,890	0.375	121.22	135.90	364.20	2,124.21	467.34	2,472.18
9	17,388	0.345	119.84	133.93	365.24	1,964.62	464.31	2,361.43
10	19,083	0.295	120.61	132.73	366.65	2,169.38	467.99	2,563.83
11	19,747	0.300	123.08	130.01	366.58	2,200.15	468.22	2,608.80
12	19,034	0.265	120.30	130.65	368.88	2,157.78	458.05	2,496.87
H28.1	17,518	0.095	121.03	131.12	373.52	1,997.22	467.93	2,368.78
2	16,027	-0.065	112.66	122.47	379.83	1,810.63	441.03	2,197.80

※「10年国債」に関しては、日本銀行「金融経済統計月報」より「長期国債(10年)新発債流通利回」を掲載。

# ベンチマーク収益率の推移 (年度初来累計)



(注) 使用しているベンチマークは以下のとおり。

国内債券：NOMURA-BPI 総合

国内株式：TOPIX (配当込み)

外国債券：シタイグループ世界国債インデックス (除く日本、円貨換算、ヘッジなし)

外国株式：MSCI-KOKUSAI (円貨換算、配当込み、クロス)

## ベンチマークについて

ベンチマークとは、運用成果を評価する際に、相対比較の対象となる基準指標のことであり、市場の動きを代表する指数を使用している。

### 【国内債券】

#### ONOMURA-BPI 総合

野村証券金融経済研究所が作成・発表している国内債券市場のベンチマーク。国内債券のベンチマークとしては代表的なものである。

### 【国内株式】

#### OTOPIX (配当込み)

東証一部上場全銘柄の株価を株式数で加重平均して算出したもの。国内株式市場の代表的なベンチマークである。

### 【外国債券】

#### ○シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円貨換算、ヘッジなし)

日興シティグループ証券株式会社が作成・発表している世界国債のベンチマーク。時価総額につき一定基準を満たす国の国債について、投資収益率を指数化したもの。国際債券投資の代表的なベンチマークのひとつである。

### 【外国株式】

#### OMSCI-KOKUSAI (円貨換算、配当込み、グロス)

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社が作成・発表している日本を除く先進国で構成された世界株指数。対象国の包括性、切り口の多様性等の点で国際株式投資のベンチマークとしては代表的な存在である。

## 未請求退職金等關係資料

中期目標	中期計画
<p><b>独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標（第3期）</b></p> <p><b>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>                  通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p><b>I 退職金共済事業</b></p> <p>1 確実な退職金支給のための取組                  機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。</p> <p>(1) 一般の中小企業退職金共済事業</p> <p>① 今後の確実な支給に向けた取組                  未請求退職金の発生防止の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること</li> <li>・ 「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所把握を徹底すること</li> <li>・ 「被共済者退職届」並びに住民基本台帳ネットワーク及び個人番号の活用により把握した住所情報を用いて、退職後3か月及びその後一定期間経過後に退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成29年度）までに、1%程度とすること。</li> </ul>	<p><b>独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画（第3期）</b></p> <p><b>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>I 退職金共済事業</b></p> <p>1 確実な退職金支給のための取組</p> <p>(1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組                  厚生労働省の協力を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を最終的に1%程度とすることを目標とし、中期目標期間の最終年度（平成29年度）においてもその達成を図る。</p> <p>イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策                  従業員に対して、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 加入時に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを被共済者宛に通知する。</li> <li>ii) 毎年1回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知する。</li> <li>iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」への被共済者の住所記入を徹底し、退職時の被共済者の住所情報を把握する。</li> <li>iv) 退職後3か月経過しても未請求となっている被共済者に対して、前記iii)の住所情報に基づき請求手続を要請する。前記iii)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。</li> <li>v) その後一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、再度請求手続を要請する。</li> </ul>

<p>② 既に退職後5年を超えた未請求者に対する取組 既に退職後5年以上を経過した未請求者の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。</p> <p>③ 加入者への周知広報 引き続き、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。</p>	<p>vi) iv及びvにおいて住所不明等の理由により請求手続を要請することが不可能である場合は、住民基本台帳ネットワーク及び個人番号の活用により把握した住所情報を用いて、請求手続を要請する。 vii) 前記i)～vi)の取組について、毎年度、成果の検証を行い、取組の見直しを行う。</p> <p>ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策 既に退職後5年以上を経過した未請求者の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策として、既に住所が把握できており、かつ、請求が見込まれる者を中心に請求手続を要請するなど、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。</p> <p>ハ 周知の徹底等 i) ホームページに中退共事業加入の事業所名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入事業所を調べることができることを可能としており、引き続き、新規加入事業所名を追加掲載する。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。</p> <p>ニ 調査、分析 加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。</p> <p>(2) 特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における過去3年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査において、住民</p>
---	---

<p>② 既に退職後5年を超えた未請求者に対する取組 既に退職後5年以上を経過した未請求者の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。</p> <p>③ 加入者への周知広報 引き続き、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。</p>	<p>vi) iv及びvにおいて住所不明等の理由により請求手続を要請することが不可能である場合は、住民基本台帳ネットワーク及び個人番号の活用により把握した住所情報を用いて、請求手続を要請する。 vii) 前記i)～vi)の取組について、毎年度、成果の検証を行い、取組の見直しを行う。</p> <p>ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策 既に退職後5年以上を経過した未請求者の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策として、既に住所が把握できており、かつ、請求が見込まれる者を中心に請求手続を要請するなど、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。</p> <p>ハ 周知の徹底等 i) ホームページに中退共事業加入の事業所名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入事業所を調べることができることを可能としており、引き続き、新規加入事業所名を追加掲載する。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。</p> <p>ニ 調査、分析 加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。</p> <p>(2) 特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における過去3年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査において、住民</p>
---	---

請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。

- ・ 引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。

基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。

iv) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。

v) 前記iv)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるように平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間及び退職金試算額については遅くとも平成26年度末以降、年齢階層については遅くとも平成28年度末以降（被共済者の生年月日の入力完了予定が平成28年度のため）の状況を集計できるようにする。

なお、被共済者管理システムの改修、統計プログラムの開発等については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。

vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。  
vii) 事業主団体の広報紙、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。

viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。

ix) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。

ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策

以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。

ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組

i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。

ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。

② 建設業退職金共済事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組

・ 共済契約者への手帳更新等の要請及び受払簿の厳格な審査等を通じた指導等により就労日数に応じた貼付のための取組を促進すること。

・ 中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から100億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。

③ 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組

- ・ 加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底することにより、住所把握を進めること。
- ・ 上記により把握した住所情報や、住民基本台帳ネットワーク等を活用し、過去3年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。
- ・ 上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。
- ・ 長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討すること。
- ・ 引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。

iii) 前記 i)、ii) の取組等により、中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から100億円程度減少させる。

② 清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組

イ 確実な退職金支給のための取組

i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。

ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。

iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。

iv) 前記 iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかつた場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。

v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。

vi) 前記 v) の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成26年度末以降の状況を集計できるようにする。

なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。

vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。

viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。



- ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策  
以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討する。
- ③ 林業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組
- イ 確実な退職金支給のための取組
- i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。
- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。
- iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。
- iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかつた場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。
- v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。
- vi) 前記v)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成26年度末以降の状況を集計できるようにする。
- なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。
- vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。
- viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確

認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。

ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策

以上の取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。

## 一般中退における「退職金未請求者」の状況

### (1) 退職金等の支給状況

(単位：円)

年 度	退職金支給件数	退職金支給額	(平均支給額)
22年度	274,578	378,397,685	1,378,106
23年度	281,904	375,509,933	1,332,049
24年度	281,804	378,253,593	1,342,258
25年度	270,503	361,118,731	1,334,990
26年度	264,233	353,398,868	1,337,452

注) 本表は、一時金(退職金及び解約手当金)を計上したものである。(分割退職金を含まない)

### (2) 退職金請求の受付状況

年 度	退職後3月以内の 退職金請求件数	退職後3月～5年 以内の退職金請求件数	退職後5年経過後の 退職金請求件数	合計
22年度	248,402 (91%)	16,056 (6%)	8,006 (3%)	272,464
23年度	261,046 (92%)	17,437 (6%)	4,995 (2%)	283,478
24年度	257,597 (91%)	20,881 (7%)	4,480 (2%)	282,958
25年度	248,184 (91%)	20,212 (7%)	3,304 (1%)	271,700
26年度	244,285 (92%)	20,665 (8%)	1,883 (1%)	266,833

注) (1) は支給状況であり、(2) は請求書の受付状況のため数値は一致しない。

また、(%) は小数点以下四捨五入をしており、合計数が100とならない場合がある。

### (3) 退職後5年経過後の未請求退職金の状況

年 度	① 5年経過後の 未請求者	② 5年経過後の 未請求の金額 (億円)	③ 退職金等 支給金額の 累計額(億円)	④ 未請求退職 金の比率 【②/(②+ ③)】	⑤ ①5年経過後の累 計未請求者のうち 退職金額が 5万円未満の件数	⑥ 5万円未満の 件数の比率 【⑤/①】
22年度	496,868	388	74,516	0.52%	365,750	73.61%
23年度	497,539	394	78,279	0.50%	366,090	73.58%
24年度	498,667	400	82,070	0.49%	366,786	73.55%
25年度	500,515	409	85,689	0.48%	367,364	73.40%
26年度	503,725	420	89,230	0.47%	368,819	73.22%

## 参照条文

## 参照条文

### ○中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（抄）

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）による改正後

#### （目的）

第一条 この法律は、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金共済制度を確立し、もつてこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与すること等を目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律で「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業主（国、地方公共団体その他厚生労働省令で定めるこれらに準ずる者を除く。）をいう。

- 一 常時雇用する従業員の数が三百人以下の事業主及び資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人である事業主（次号から第四号までに掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む事業主を除く。）
- 二 卸売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人であるもの
- 三 サービス業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの
- 四 小売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が五十人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの

2（略）

#### （退職金）

第十条 機構は、被共済者が退職したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に退職金を支給する。ただし、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数（以下「掛金納付月数」という。）が十二月に満たないときは、この限りでない。

2 退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額を下回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額（退職が死亡による場合にあつては、被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額）

二 二十四月以上四十二月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額

三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額  
イ 被共済者に係る納付された掛金の総額を上回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額

ロ 計算月（その月分の掛金の納付があつた場合に掛金納付月数が四十三月又は四十三月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる月をいう。以下この号及び第四項において同じ。）に被共済者が退職したものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる額（第四項において「假定退職金額」という。）に、それぞれ当該計算月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に係る支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算して得た額

3 前項第一号、第二号及び第三号イの政令で定める額は、納付された掛金及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率

並びに被共済者の退職の見込数及び退職金共済契約の解除の見込数を勘案して定めるものとする。

4 第二項第三号口の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち同号口に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を当該年度に計算月を有することとなる被共済者の仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

5 被共済者がある責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働大臣が相当であると認めるときは、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる。

#### (解約手当金等)

第十六条 退職金共済契約が解除されたときは、機構は、被共済者に解約手当金を支給する。

2 第八条第二項第三号の規定により退職金共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。

3 第十条第一項ただし書の規定は解約手当金について、同条第二項の規定は解約手当金の額について準用する。

4 機構は、第二項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合又はその掛金につき第二十三条第一項の規定に基づく減額の措置が講ぜられた退職金共済契約が解除された場合に解約手当金を支給するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

第十七条 第八条第二項第二号の規定により退職金共済契約が解除された際に、当該解除された退職金共済契約の共済契約者が、当該解除された退職金共済契約の被共済者に係る確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金その他の政令で定める制度であつて、厚生労働省令で定める要件を備えているもの（以下この条において「特定企業年金制度等」という。）の実施の通知をした場合には、前条第一項の規定にかかわらず、機構は、当該被共済者に解約手当金を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該解除後厚生労働省令で定める期間内に、当該被共済者の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る特定企業年金制度等への解約手当金に相当する額の引渡しに関する申出をしたときは、機構は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額を、確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等、確定拠出年金法第二条第七項第一号口に規定する資産管理機関その他の当該特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるものに引き渡すものとする。

#### 2・3 (略)

(退職金等の支給に係る情報の提供)

第十七条の二 機構は、退職金等の請求が円滑に行われるようにするため、退職金等の支給を受けるべき者に対し、退職金等の支給に係る情報の提供に努めなければならない。

(掛金納付月数の通算)

第十八条 被共済者が退職した後三年以内に、退職金を請求しないで再び中小企業者に雇用されて被共済者（当該請求をしたと

した場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。)となり、かつ、その者の申出があつた場合において、退職前に締結されていた退職金共済契約に係る掛金納付月数が十二月以上であるとき、又は当該掛金納付月数が十二月未満であり、かつ、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由若しくはその都合(厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。)によるものでないと厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができ、この場合において、退職金等の額の算定に  
関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)  
第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結していたものに限る。)が、

その雇用する従業員を被共済者として退職金共済契約を締結した場合において、当該廃止団体が、機構との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について当該退職金共済に関する契約に基づき当該廃止団体に納付された掛金の総額及び掛金に相当するものとして政令で定める金額並びにこれらの運用による利益の額の範囲内の金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結しており、当該事業主が厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、機構は、当該廃止団体との契約で定めるところによつて、当該退職金共済契約の被共済者となつた者に係る当該金額を受け入れ

るものとする。

2 機構が、前項の受入れをした場合において、当該受け入れた金額(以下この条において「受入金額」という。)のうち、同項の退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が当該退職金共済に関する契約の被共済者であつた期間の月数を超えることができない。

3 受入金額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下 当該受入れのあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該受入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。)

二 十二月以上 第十条第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

4 前項の残余の額を有する退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

5 第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れたときは、機構は、その旨を当該事業主に通知するものとし、当該事業主は、その旨を当該受入金額に係る被共済者となつた者に通知しなければならない。

6 第一項及び前項の規定は、廃止団体との間で退職金共済に関する契約を締結していた事業主が、当該退職金共済に関する契約に係る従業員を被共済者とする退職金共済契約を当該廃止団体が退職金共済事業を廃止する前から引き続き締結している場合について準用する。この場合において、第一項及び前項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 前項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れた退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第一項の受入れがなかつたものとみなして同条第一項ただし書及び第二項の規定により算定した退職金の額に、当該受入れのあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該受入金額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該受入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該受入金額）を加算した額とする。

8 第六項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れた退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

9 第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、第一項（第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項並びに第三項及び第七項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定により算定される退職金の額に政令

で定める額を加算した額とするほか、退職金等の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(退職金)

第四十三条 機構は、被共済者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る特定業種掛金納付月数（当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛金の納付があつた全ての日数（その者が既に退職金の支給を受けたことがある者である場合においては、その退職金の額の算定の基礎となつた日数を除く。）を当該特定業種に従事する者の就労状況を考慮して政令で定める方法により月数に換算したものをいう。以下同じ。）に依じて、退職金を支給する。ただし、特定業種掛金納付月数が二十四月（被共済者が第一号若しくは第二号イに該当するとき、又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるときは、十二月）に満たないときは、この限りでない。

- 一 死亡したとき。
- 二 退職した後再び被共済者となることなくして次のいずれかに該当するとき。
  - イ 死亡したとき。
  - ロ 負傷又は疾病により当該特定業種に属する事業に従事することができない者となつたとき。
  - ハ 当該特定業種に属する事業の事業主でない事業主に雇用されるに至つたとき、その他厚生労働省令で定める場合に該当するに至つたとき。
  - 三 前号ロ又はハに該当した後退職したとき。
- 2 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき（前条第二項ただし書の承認があつた場合を除く。）又は当該特定業種に属する事業の事業主でなくなつたときは、前項第二号又は第三号の規定の適用については、当該被共済者は、退職したものと



みなす。

3 被共済者がその者を現に雇用する事業主に期間を定めないうで雇用されるに至つたときは、その者は、第一項第二号ハに該当したものとみなす。

4 被共済者が第一項第一号又は第二号イに該当したことによる退職金は、当該死亡者の遺族に支給する。

5 退職金の額は、掛金の日額及び特定業種掛金納付月数に応じ、かつ、第十条第二項の退職金の額の算定の方法その他の事情を勘案して、特定業種ごとに、政令で定める。

(被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱い)

第四十六条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時において第四十三条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額(納付された掛金の総額がこれを超える場合(第五十一条において準用する第十条第五項の規定により退職金が減額して支給されるべきときを除く。)、又は第四十三条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金の総額)を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十四条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から、同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

一 甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が退職した後三年以内に、退職金を請求しないで乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となり、かつ、その者から甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済

者の責めに帰すべき事由又はその都合(厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。)によるものでないと厚生労働大臣が認めるとき。

二 (略)

2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、同項の乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月(その者が第四十三条第一項第一号若しくは第二号イに該当するとき、又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるときは、十二月)以上となる者及び当該繰り入れた金額から当該加えた月数に係る金額として政令で定める金額を控除した残余の額を有する者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

3 前項の規定により納付があつたものとみなされる掛金に係る特定業種掛金納付月数の算定方法その他退職金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(被共済者が移動した場合の取扱い)

第五十五条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額(納付された掛金及び過去勤務掛金の総額がこれを超える場合(第十条第五項の規定により退職金の額が減額して支給されるべきときを除く。))又は同条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金及び過去勤務掛金の総額)を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十四条第一項の

規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から、同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならない。

一 退職金共済契約の被共済者が退職した後三年以内に、退職金を請求しないで特定業種退職金共済契約の被共済者(当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。)となり、かつ、その者から掛金納付月数をその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由又はその都合(厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。)によるものでないと厚生労働大臣が認めるとき。

## 二 (略)

2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、その者に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、掛金納付月数に特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月(その者が第四十三条第一項第一号若しくは第二号イに該当するとき、又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるときは、十二月)以上となる者及び当該繰り入れた金額から当該加えた月数に係る金額として政令で定める金額を控除した残余の額を有する者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

3 前項の規定により納付があつたものとみなされる掛金に係る特定業種掛金納付月数の算定方法その他前二項の規定の適用がある場合における退職金等の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

4 特定業種退職金共済契約の被共済者であつた者が退職金共済契約の被共済者となつた場合の取扱いについては、前三項の例による。この場合において、第一項中「退職したものとみなした場合」とあるのは、「第四十三条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合(同条第三項の規定により、同号ハに該当し

## (資産運用委員会の設置及び権限)

第六十九条の二 機構に、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るため、資産運用委員会を置く。

2 第七十八条第一項に規定する基本方針の作成又は変更は、資産運用委員会の議を経なければならない。

3 資産運用委員会は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況を監視する。

4 資産運用委員会は、前二項に規定するもののほか、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

## (資産運用委員会の組織)

第六十九条の三 資産運用委員会は、資産運用委員五人以内をもつて組織する。

## (資産運用委員)

第六十九条の四 資産運用委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 資産運用委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者及び教育公務員で

政令で定めるものを除く。)のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、資産運用委員となることができない。

- 一 銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいう。)、信託業(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第一項に規定する信託業をいう。)、金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。)
  - 二 第七十五条の二第五項及び第六項において同じ。)、保険業(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業をいう。)
- その他の金融業(これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。)を行う者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

4 第六十三条、第六十五条及び第六十六条並びに通則法第二十条第四項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、資産運用委員について準用する。この場合において、同条第一項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と、「前条」とあるのは「中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第六十九条の四第三項」と、同条第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

(余剰金の運用の特例)

第七十七条 機構は、退職金共済業務に係る業務上の余剰金を運用するに当たつては、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)

その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託(運用方法を特定する信託(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項)に規定する金融商品取引業者をいう。))との投資一任契約(同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。))であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。)

については、厚生労働大臣の指定するものに限る。

四 厚生労働大臣の指定する不動産の取得

五 被共済者を被保険者とする生命保険(特定業種余剰金以外の退職金共済業務に係る業務上の余剰金の運用にあつては被保険者の退職を、特定業種余剰金の運用にあつては被保険者が第四十三条第一項各号(同条第二項及び第三項の規定により適用する場合を含む。))に掲げる事由に該当することをそれぞれ保険金の支払事由とするものに限る。)

の保険料の払込み

六 財政融資資金への預託

2 前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により機構に帰属することとなる信託財産(金銭及び同項第一号に規定する有価証券を除く。))は、直ちに、同項第三号に掲げる方法により運用しなければならない。

3 退職金共済業務に係る業務上の余剰金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増進するための資金に融通されるように配慮されなければならない。

4 機構の退職金共済業務については、通則法第四十七条の規定は、適用しない。

5 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、一般の中小企業退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務に係る業務上の

余裕金を合同して運用することができる。

(余裕金の運用に関する基本方針等)

第七十八条 機構は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 前項の規定による基本方針は、この法律（これに基づく命令を含む。）その他の法令に反するものであってはならない。

3 (略)

○中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）

(抄)

(特定業種退職金共済契約による退職金の額)

第十条 法第四十三条第一項 から第四項 までの規定により支給する退職金の額は、次の各号に掲げる特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 四十二月以下 十円に特定業種区分掛金納付月数（特定業種掛金月額（掛金の月額に前条の規定により特定業種ごとに厚生労働大臣が定める数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を十円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数（この月数の算定については、同条の例による。）をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額を合算して得た額

二 四十三月以上 特定業種区分掛金納付月数に応じ、別表第五から別表第七までのうちから特定業種退職金共済契約の被共済者（法第二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が特定業種の指定をする際における当該特定業種にあつては、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となる者）が当該特定業種に属する事業に常態として従事する期間その他の事情を考慮して、特定業種の区分に応じ、厚生労働大臣が指定する表の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

(被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額、通算月数等)

第十一条 法第四十六条第一項の規定により、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合において、独立行政

法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が甲特定業種に係る勘定から乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならない金額（以下この条において「繰入金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 繰入限度額を当該被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた日における掛金の日額により算定した乙特定業種に係る特定業種掛金月額（以下この条において「移動時特定業種掛金月額」という。）で除して得た数（以下この項において「被通算限度月数」という。）が二十四未満である場合 移動時特定業種掛金月額に被通算限度月数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、その数が当該被共済者の甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数（以下次項までにおいて「甲特定業種掛金納付月数」という。）に相当する数を超える場合には、当該甲特定業種掛金納付月数に相当する数とする。）を乗じて得た額

二 被通算限度月数が二十四以上であり、かつ、甲特定業種掛金納付月数が二十四未満である場合 移動時特定業種掛金月額に当該甲特定業種掛金納付月数を乗じて得た額

三 被通算限度月数が二十四以上であり、かつ、甲特定業種掛金納付月数が二十四月以上である場合 移動時特定業種掛金月額に基づき前条の規定を適用した場合に各特定業種掛金納付月数（甲特定業種掛金納付月数に相当する月数以下の月数に限る。）ごとに得られる乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づく退職金の額のうち、繰入限度額の範囲内で、繰入限度額に最も近いものと同額の金額

2 前項の繰入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 甲特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合 甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額

二 甲特定業種掛金納付月数が二十四月以上である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 法第四十六条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する被共済者に支給すべき退職金の額に相当する額

ロ 法第四十六条第一項第二号に掲げる場合 甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時において法第四十三条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金の額に相当する額

3 機構は、前項第二号に掲げる場合において、繰入金額が同号に定める額に満たないときは、その差額を法第四十六条第一項第一号の規定による申出をした者又は同項第二号の規定による申出に係る者に支給するものとする。

4 法第四十六条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する前条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月数は、移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとして、乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。

一 第一項第一号又は第二号に掲げる場合 繰入金額を移動時特定業種掛金月額で除して得た数に相当する月数

二 第一項第三号に掲げる場合 繰入金額の算定の基礎とされた乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づく退職金の額に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数

5 法第四十六条第二項 後段に規定する者の前項の規定により通算された後の特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合における退職金の額は、前条の規定にかかわらず、繰入金額に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付され

た掛金（法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を除く。）の総額を加算して得た額とする。

（特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額及び通算月数）

第十二条 法第五十三条の政令で定める金額は、別表第八等（別表第五に係る特定業種にあつては別表第八、別表第六に係る特定業種にあつては別表第九、別表第七に係る特定業種にあつては別表第十をいう。以下この条において同じ。）の上欄に定めるいずれかの金額に特定業種退職金共済契約の効力が生じた日における掛金の日額により算定した特定業種掛金月額を千円で除して得た数を乗じて得た額と同額の金額とし、同項の政令で定める月数は、納付された金額の算定の基礎となつた別表第八等の上欄に定める金額に対応する別表第八等の下欄に定める月数とする。

（退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合の繰入金額、通算月数等）

第十三条 法第五十五条第一項の規定により機構が一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならぬ金額（以下この条において「繰入金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 繰入限度額を当該被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた日における掛金の日額により算定した特定業種掛金月額（以下この条において「移動時特定業種掛金月額」という。）で除して得た数（以下この項において「被通算限度月数」という。）が二十四未満である場合 移動時特定業種掛金月額に被通算限度月数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、その数が当該被共済者の掛金納付月

数に相当する数を超える場合には、当該掛金納付月数に相当する数とする。）を乗じて得た額

二 被通算限度月数が二十四以上であり、かつ、当該被共済者の掛金納付月数が二十四月未満である場合 移動時特定業種掛金月額に当該掛金納付月数を乗じて得た額

三 被通算限度月数が二十四以上であり、かつ、当該被共済者の掛金納付月数が二十四月以上である場合 移動時特定業種掛金月額に基づき第十条の規定を適用した場合に各特定業種掛金納付月数（当該被共済者の掛金納付月数に相当する月数以下の月数に限る。）ごとに得られる退職金の額のうち、繰入限度額の範囲内で、繰入限度額に最も近いものと同額の金額

2 前項の繰入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 掛金納付月数が二十四月未満である場合 退職金共済契約に基づき納付された掛金及び過去勤務掛金の総額

二 掛金納付月数が二十四月以上である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 法第五十五条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する被共済者に支給すべき退職金の額に相当する額

ロ 法第五十五条第一項第二号に掲げる場合 退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金の額に相当する額

3 機構は、繰入金額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、その差額を法第五十五条第一項第一号の規定による申出をした者又は同項第二号の規定による申出に係る者に支給するものとする。

一 法第五十五条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する被共済者に支給すべき退職金の額に相当する額

二 法第五十五条第一項第二号に掲げる場合 退職金共済契

約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金の額に相当する額

4 法第五十五条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する第十条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月数は、移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとして、特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。

一 第一項第一号又は第二号に掲げる場合 繰入金額を移動時特定業種掛金月額で除して得た数に相当する月数

二 第一項第三号に掲げる場合 繰入金額の算定の基礎とされた特定業種退職金共済契約に基づく退職金の額に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数

5 法第五十五条第二項後段に規定する者の前項の規定により通算された後の特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合における退職金の額は、第十条の規定にかかわらず、繰入金額に特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金（法第五十五条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を除く。）の総額を加算して得た額とする。

（特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となつた場合の繰入金額、通算月数等）

第十四条 法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により機構が特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものから一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定に繰り入れなければならない金額（以下この条において「繰入金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 繰入限度額を退職金共済契約の効力が生じた日における当

該被共済者に係る掛金月額（以下この条において「移動時掛金月額」という。）で除して得た数（以下この項において「被通算限度月数」という。）が三十一未満である場合、移動時掛金月額に被通算限度月数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、その数が当該被共済者の特定業種掛金納付月数に相当する数を超える場合には、当該特定業種掛金納付月数に相当する数とする。）を乗じて得た額

二 被通算限度月数が三十一以上であり、かつ、当該被共済者の特定業種掛金納付月数が三十一月未満である場合、移動時掛金月額に当該特定業種掛金納付月数を乗じて得た額

三 被通算限度月数が三十一以上であり、かつ、当該被共済者の特定業種掛金納付月数が三十一月以上である場合、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から三十一月又は三十一月に十二月の整数倍の月数を加えた月数（当該被共済者の特定業種掛金納付月数に相当する月数以下の月数に限る。以下第三項までにおいて「算定基礎月数」という。）分さかのぼつた月において同日に应当する日（その日に应当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「みなし加入日」という。）に退職金共済契約の効力が生じ、当該みなし加入日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が移動時掛金月額に相当する額の掛金月額により納付され、かつ、現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月に退職したものとみなして法

第十条第二項（第一号を除く。）の規定を適用した場合に各算定基礎月数ごとに得られる退職金の額のうち、繰入限度額の範囲内で、繰入限度額に最も近いものと同額の金額

2 前項の繰入限度額は、特定業種退職金共済契約及び退職金共済契約を、それぞれ、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約及び乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約とみなして第十一条第二項各号の規定を適用した場合に得られる当該各号に



定める額とする。

3 第一項第三号の規定により法第十条第二項（第一号を除く。）の規定を適用した場合に各算定基礎月数ごとに得られる退職金の額を算定する場合において、みなし加入日が平成三年四月一日前の日であるときは、同項第三号口中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」とする。

4 機構は、第一項の繰入れに係る被共済者の特定業種掛金納付月数が二十四月以上である場合において、繰入金額が第二項に規定する繰入限度額に満たないときは、その差額を当該被共済者に支給するものとする。

5 法第五十五条第四項に規定する退職金共済契約の被共済者（以下「移動被共済者」という。）のうち、特定業種掛金納付月数に掛金納付月数（同項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金（第八項において「みなし納付掛金」という。）に係る掛金納付月数を除く。）を加えた月数（第八項において「合算月数」という。）が十二月以上となる者に関しては、法第十条第一項ただし書（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6 移動被共済者に対する法第十条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該各号に定める日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が移動時掛金月額に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなす。

一 第一項第一号又は第二号に掲げる場合 現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から繰入金額を移動時掛金月額で除して得た数に相当する月数分さかのぼつた月において

同日に相当する日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日）

二 第一項第三号に掲げる場合 みなし加入日のうち繰入金額の算定の基礎となつた日

7 前項第二号に定める日が平成三年四月一日前の日である移動被共済者に対する法第十条第二項第三号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号口中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」とする。

8 掛金納付月数（みなし納付掛金に係る掛金納付月数を含む。）が二十四月未満である移動被共済者に係る退職金及び解約手当金の額は、法第十条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 合算月数が二十四月未満である場合 移動時掛金月額を掛金月額とし、合算月数を区分掛金納付月数として、法第十条第二項第一号の規定を適用した場合に得られる額（その額が繰入金額に退職金共済契約に基づき納付された掛金（みなし納付掛金を除く。次号において同じ。）の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加算して得た額）

二 合算月数が二十四月以上である場合 繰入金額に退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額を加算して得た額



○中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）（抄）

（契約の申込み）

第四条 共済契約の申込みは、次に掲げる事項を記載した退職金共済契約申込書を、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が法第七十二条第一項の規定により法第七十条に規定する業務を委託した金融機関又は事業主の団体（以下それぞれ「受託金融機関」又は「受託事業主団体」という。）に提出してしなければならない。

- 一 申込者の氏名又は名称及び住所並びに当該申込者が同居の親族のみを雇用する者である場合にあつては、その旨
- 二 主たる事業の内容
- 三 従業員数、常時雇用する従業員数及び現に被共済者である者の数
- 四 資本金の額又は出資の総額
- 五 当該共済契約の被共済者となる者の氏名及び掛金月額並びにその者が申込者の同居の親族である場合にあつては、その旨

2・3 （略）

（法第十条第四項の算定した額）

第十七条 法第十条第四項の当該年度の前年度の運用収入のうち同条第二項第三号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額は、当該年度の前年度の独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年厚生労働省令第五十二号）第十二条第二項の一般の中小企業退職金共済事業等勘定の給付経理の損益計算における利益の見込額の二分の一とする。

（加入促進のための掛金負担軽減措置）

第四十五条 法第二十三条第一項の規定により共済契約の申込みを促進するために減額することができる額は、新たに共済契約の申込みをする中小企業者（共済契約を締結したことのある中小企業者で、同項の規定に基づき共済契約の申込みを促進するための掛金の減額の措置が講ぜられたことのあるもの、社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第九項に規定する退職手当共済契約を締結している中小企業者及び同居の親族のみを雇用する中小企業者を除く。）が共済契約の効力が生じた日の属する月から起算して、四月を経過する月（以下この条及び次条において「助成開始月」という。）から十五月を経過する月（その月以前に当該共済契約の共済契約者が中小企業者でない事業主又は同居の親族のみを雇用する共済契約者となつたときは、当該中小企業者でない事業主又は当該同居の親族のみを雇用する共済契約者となつた月の前月）までの期間（以下この条において「助成期間」という。）の各月分として納付する掛金（共済契約の効力が生じた日の属する月から起算して十五月を経過する月までの期間中に当該事業主に新たに雇用され、被共済者となつた労働者について納付される掛金にあつては、当該被共済者に係る共済契約の効力が生じた日の属する月（その月が助成開始月前の月であるときは、助成開始月）から当該助成期間が満了するまでの期間の各月分として納付されるものに限る。）について、当該掛金の月額（その額が共済契約の効力が生じた日の属する月における掛金月額を超えるときは、当該超える額を差し引いた額）に二分の一を乗じて得た額（その額が五千円を超えるときは、五千円）とする。ただし、当該掛金の月額が四千円以下の場合における当該減額することができるとする額は、次の各号に掲げる掛金月額の区分に応じ、本文に規定する額に当該各号に定める額を合算して得た額とする。

- 一 二千円 三百円

- 二 三千円 四百円
- 三 四千元 五百円

(掛金月額の増加の促進のための掛金負担軽減措置)

第四十六条 法第二十三条第一項の規定により掛金月額の増加の申込みを促進するために減額することができる額は、共済契約の掛金月額の増加の申込み(増加前の掛金月額が二万円未満である場合に限る。)をする共済契約者(同居の親族のみを雇用する共済契約者を除く。)が掛金月額の増加を行う月(その月が助成開始月前の月であるときは、助成開始月)から十二月を経過する月(その月以前に当該共済契約者が中小企業者でない事業主又は同居の親族のみを雇用する共済契約者となつたときは、当該中小企業者でない事業主又は当該同居の親族のみを雇用する共済契約者となつた月の前月)までの期間(当該期間の途中において当該共済契約者が掛金月額の変更を行った場合には、当該掛金月額の変更を行った月の前月までの期間)の各月分として納付する掛金について、当該掛金の月額のうち当該掛金月額の増加を行った月前に当該共済契約者が納付した掛金の月額の最高額を超える額に三分の一を乗じて得た額(その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

(被共済者が退職した場合の届出)

第七十二条 法第三十七条の規定による被共済者が退職した旨の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出してしなければならない。

- 一 共済契約者の氏名又は名称
- 二 被共済者の氏名及び住所
- 三 被共済者の退職の年月日

2・3 (略)

○所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)(抄)

(特定退職金共済団体の要件)

第七十三条 前条第三項第一号に規定する特定退職金共済団体とは、退職金共済事業を行う市町村(特別区を含む。)、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、退職金共済事業を主たる目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他財務大臣の指定するこれらに準ずる法人で、その行う退職金共済事業につき次に掲げる要件を備えているものとして税務署長の承認を受けたものをいう。

一 多数の事業主を対象として退職金共済契約(事業主が退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、その団体がその事業主の雇用する使用人の退職について退職給付金を支給すること(第八号イに規定する退職金に相当する額又は同号ハに規定する退職給付金に相当する額の引渡しを含む。)を約する契約をいう。以下この款において同じ。)を締結することを目的とし、かつ、加入事業主(退職金共済契約を締結した事業主をいう。以下この款において同じ。)のみがその掛金(第七号に規定する過去勤務等通算期間に対応する掛金を含む。第四号、第五号及び第九号において同じ。)を負担すること。

二 被共済者(退職金共済契約に基づいて退職給付金の支給を受けるべき者をいう。以下この款において同じ。)のうち他に特定退職金共済団体の被共済者を含まないこと。

三 被共済者のうちに加入事業主である個人若しくはこれと生計を一にする親族又は加入事業主である法人の役員(法人税法第三十四条第五項(使用人としての職務を有する役員(法人税法)に規定する使用人としての職務を有する役員を除く。)を含まないこと。

四 掛金として払い込まれた金額(中小企業退職金共済法第三十一条第一項(退職金相当額の引渡し等)の規定によりその

引渡しを受けた金額及び第八号ハの規定によりその引渡しを受けた金額並びにこれらの運用による利益を含む。次号において同じ。）は、加入事業主に返還しないこと。

五 掛金として払い込まれた金額から退職金共済事業を行う団体の事務に要する経費として通常必要な金額を控除した残額（へにおいて「資産総額」という。）は、次に掲げる資産として運用し、かつ、これらの資産を担保に供し又は貸し付けないこと。

イ（ホ）（略）

六 掛金の月額は、被共済者一人につき三万円以下であること。

七（略）

八 被共済者が退職をした場合において、当該被共済者（当該退職につき退職金共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者に限る。）が次に掲げる場合に該当するとき、それぞれ次に定めるところによること。

イ 当該被共済者が、中小企業退職金共済法第二十条第一項（退職金相当額の受入れ等）の規定により、同項の申出をした場合 同項に規定する契約で定めるところによつて当該被共済者に係る同項に規定する退職金に相当する額を独立行政法人勤労者退職金共済機構に引き渡すこと。

ロ 当該被共済者が、中小企業退職金共済法第三十一条第一項（退職金相当額の引渡し等）の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から同項に規定する退職金に相当する額の引渡しを受けて被共済者となつた者である場合 当該被共済者の当該退職について支給する退職給付金は、その計算の基礎に当該退職金に相当する額を含むものであること。

ハ 他の特定退職金共済団体との間で、その退職につき退職金共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者（当該退職をした者に限る。）が申し出たときは当該被共済者に係る当該退職給付金に相当する額を当該他の

特定退職金共済団体に引き渡すことその他財務省令で定める事項を約する契約を締結している場合において、当該被共済者が当該退職後財務省令で定める期間内に、当該退職給付金を請求しないで当該他の特定退職金共済団体の被共済者となり、かつ、財務省令で定めるところにより申出をした場合 当該契約で定めるところによつて当該退職給付金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体に引き渡すこと。

二 当該被共済者が、へに定めるところにより当該被共済者に係る特定退職金共済団体以外の特定退職金共済団体からへに規定する退職給付金に相当する額の引渡しを受けて被共済者となつた者である場合 当該被共済者の当該退職について支給する退職給付金は、その計算の基礎に当該引渡しを受けた当該退職給付金に相当する額が含まれるものであること。

ホ 当該被共済者が、当該退職後財務省令で定める期間内に、当該退職給付金（以下この号において「引継退職給付金」という。）を請求しないで他の加入事業主（当該被共済者に係る特定退職金共済団体と退職金共済契約を締結した事業主に限る。）に係る被共済者となり、かつ、財務省令で定めるところにより申出をした場合 当該被共済者の退職（当該他の加入事業主との雇用関係が終了する場合に限る。）について支給する退職給付金は、その計算の基礎に当該引継退職給付金に相当する額を含むものであること。

九 掛金の額又は退職給付金の額について、加入事業主又は被共済者のうち特定の者につき不当に差別的な取扱いをしないこと。

十 退職金共済事業に関する経理は、他の経理と区分して行うこと。

2 前項に規定する一般社団法人又は一般財団法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公

益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項（社団法人及び財団法人の存続）の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するものうち、同法第六十六条第一項（移行の登記）（同法第二百一十一条第一項（認定に関する規定の準用）において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第三百三十一条第一項（認可の取消し）の規定により同法第四十五条（通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行）の認可を取り消されたものを除く。）以外のものにあつては、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。

- 一 その定款に前項第十号の退職金共済事業に関する経理に於ける書類をその主たる事務所に備え置く旨並びに加入事業主及び被共済者が当該書類を閲覧できる旨の定めがあること。
- 二 その定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。
- 三 その定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体（国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十七号イからトまで（公益認定の基準）に掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除く。）に帰属する旨の定めがないこと。
- 四 前三号及び次号に掲げる要件のすべてに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
- 五 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

3 財務大臣は、第一項の指定をしたときは、これを告示する。

（特定退職金共済団体の承認）

第七十四条 前条第一項の法人は、その行う退職金共済事業につき同項の承認を受けようとするときは、財務省令で定める事項を記載した申請書に退職金共済規程並びに一般社団法人及び一般財団法人にあつては定款の写しを添付し、これを当該法人の主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の退職金共済規程は、その退職金共済事業が前条第一項各号に掲げる要件に該当するかどうかを判定するために必要な事項につき規定したものでなければならない。

3 税務署長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、これに添付された退職金共済規程が前条第一項各号に掲げる要件のすべてに該当しているときは、その申請を承認するものとする。ただし、その申請をした法人が次条の規定による承認の取消しの通知を受けた日以後一年以内に当該申請書を提出した場合は、この限りでない。

4 税務署長は、前項の規定による承認又は却下の処分をするときは、第一項の申請書を提出した法人に対し、書面によりその旨を通知する。

5 前条第一項に規定する特定退職金共済団体（以下この款において「特定退職金共済団体」という。）は、第三項の規定による承認を受けた退職金共済規程のうち同条第一項各号に掲げる要件に係る事項の変更（同項第七号に規定する過去勤務期間又は合併等前勤務期間を退職給付金の額の計算の基礎に含めることとする変更を含む。以下この条及び次条第一項第一号において同じ。）をしようとするときは、その変更について第一項の税務署長の承認を受けなければならない。

6 第一項、第二項、第三項本文及び第四項の規定は、前項に規

定する変更に係る承認について準用する。

(特定退職金共済団体の承認の取消し)

第七十五条 税務署長は、特定退職金共済団体につき次に掲げる事実があると認めるときは、前条第三項本文の規定による承認を取り消すことができる。

一 当該特定退職金共済団体の退職金共済規程のうち第七十二条第一項各号(特定退職金共済団体の要件)に掲げる要件に係る事項について前条第五項の規定による承認を受けないで変更をしたこと。

二 当該特定退職金共済団体の退職金共済事業につき第七十二条第一項第一号、第四号、第五号、第九号又は第十号に掲げる要件に反する事実があること。

三 当該特定退職金共済団体のすべての被共済者につき第七十条第一項第二号、第三号又は第六号から第八号までに掲げる要件に反する事実があること。

2 税務署長は、前項の規定による承認の取消しの処分をするときは、同項の特定退職金共済団体に対し、書面によりその旨を通知する。

○労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
勤労者生活分科会	<p>一 厚生労働省設置法第四条第一項第四十一号（貸金体系及び退職手当（退職手当の支払及び労働基準監督官の行う監督に係るものを除く。）に係る部分に限る。）、第四十二号（貸金体系及び退職手当に係る部分に限る。）、第四十八号、第四十九号及び第五十号（退職手当の保全措置（労働基準監督官の行う監督に係るものを除く。）に係る部分に限る。）に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

2（略）

9 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第七条 審議会又は分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2（略）

9 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。